

第1日目(12月8日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成21年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって議席番号9番・今井久美君及び議席番号10番・牧野 晶君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る12月2日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日12月8日から12月18日までの11日間をしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月8日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。傍聴においでをいただきました皆様方、平日でありますし、朝早くからこうしておいでいただきまして大変ありがとうございました。皆さん方がこうしておいでいただきますと議会ががぜん活性化をいたしますので、これからもひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは平成21年12月定例議会開会にあたり、議員各位のご健勝をおよこびまず申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表するとともに感謝を申し上げますところであります。

議員各位には、去る10月18日に執行されました合併後2回目となります南魚沼市議会議員選挙を勝ち抜き、市民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られました。心からお祝いを申し上げますところであります。皆様におかれましては、南魚沼市に大いなる期待を抱き、その発展のため全能を注ぐべく意欲をみなぎらせておられることと存じます。今後のご活躍を大いにご期待申し上げますところであります。

初めに、9月定例議会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

まず保健・医療・福祉についてであります。

新型インフルエンザ対策につきましては、ご承知のように11月から基礎疾患を有する者及び妊婦へのワクチン接種が開始されましたが、10月及び11月出荷分のワクチン量が比

較的少なく、接種受託医療機関において優先接種対象者の絞り込み等に苦慮したと伺っております。県によりますと、11月下旬以降の出荷分から当初の計画どおり増量して供給されるという見込みであります。

しかしながらワクチンの大部分を占めます10ミリリットル入りの小瓶は、6歳未満換算で約50人分、成人換算で約20人分の量となり、小瓶を開封いたしますと24時間以内に使いきる必要があるためワクチンのむだが生じない様、県や医師会との連携により柔軟な対応について配慮してまいります。また、今後も接種スケジュールの変更や接種回数が増えることが予想されますので、市民の皆様へ適切な周知を図ってまいりたいと思っております。

新型インフルエンザワクチン接種費用、これは1回目が3,600円、2回目は2,550円です。これはご存じのように1回目と同じ医療機関で接種を受けた場合ということです。この助成につきましては、生活保護世帯及び住民税非課税世帯のいわゆる低所得者世帯の接種対象者について、国県の補助事業としまして全額無料で定められた接種回数内で6,150円限度としております。また、市の単独事業といたしまして、低所得者世帯に該当しない場合も妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から小学校6年生まで及び1歳未満の小児の保護者等に対して、1回当たり1,500円の助成を実施すべく、本定例会に補正予算を提出させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

魚沼基幹病院につきましては、県から現地の現況測量と地質調査（これはボーリングであります）が発注になり11月24日から調査を実施しており、今後、県では具体的な基本設計の作業に進んで行くこととなります。

福祉関係では、要援護世帯の住宅除雪援助につきまして、除雪業者との委託契約を結ぶなど準備を進めており、今後の降雪状況により臨機に対応してまいります。また、平成22年4月から「まきはたの里」が事業主体となり、坂戸地内に定員8名のグループホームを開設いたします。その改修費の一部を助成するため本定例会に補正予算を提出させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

地域住民が支えあう新たな子育て支援事業として、4月1日から会員登録を開始し、10月1日からサービスの提供を開始した「ファミリー・サポート・センター事業」につきましては、11月13日現在で登録をいただいた会員数が101人となり、目標を達成いたしました。現在は援助を希望する依頼会員に対して、その内容に適した提供会員をアドバイザーが紹介し、サポート活動開始に向けて三者面談で事前打ち合わせを行い準備を進めているところであります。今後も引き続き、制度の周知を図りながら会員募集を進め、ネットワークの輪を広げていきたいと思っております。

次に教育・文化についてであります。

45年ぶりに開会されました「トキめき新潟国体」は、新潟県の2回目の総合優勝という最高の結果を残して無事終了いたしました。当市で開催されました自転車ロードレースとテニス競技も成功裏の内に終了いたしました。特に、県内外からこられた方から各会場での「ふ

るまい」のおもてなしは、非常に好評であったと伺っております。国体に携わりました関係者の皆様方に深く感謝と御礼を申し上げますところであります。

文化振興についてであります。国の重要無形文化財であります「小千谷縮・越後上布」がユネスコ総会で石州半紙とともに、平成21年9月30日に無形文化遺産代表リストに登録されました。これは、無形文化遺産の重要性について意識を向上させるためのもので、「越後上布・小千谷縮布保存協会」を始め関係各位の日頃の精進の賜であり、心から敬意を表したいと思っております。また、第18回全国重要無形文化財保持団体協議会南魚沼・小千谷大会が10月15・16日の両日、小千谷市と南魚沼市の共催で開催されました。なお、10月15日から25日まで鈴木牧之記念館を会場に、重要無形文化財の伝統美と技を広く一般に公開し、伝統工芸への理解を深めていただくための秀作展が開催されました。今回の秀作展は、小千谷縮・越後上布と石州半紙がユネスコの無形文化遺産に登録されたことから関心の度合も非常に高く、11間の期間中に約2,700名の入場があり大変な盛況でありました。次に環境共生についてであります。

懸案でありました旧可燃ごみ焼却炉解体作業につきましては、10月下旬に洗浄作業が終了し、11月10日から建屋の解体作業が始まりました。下流域への放流水や周辺環境にかかわる問題で地元や関係機関との調整作業がありましたが、水質・土壌に関する調査結果の情報公開や集落へのチラシの配布を行うなどの対応を図ってまいりました。このような中、設置されている設備の詳細な調査が進むにつれ、建屋内に大小のトランスやコンデンサーなどの存在が明らかになったことと、構造的な問題から煙突周辺の汚染状況について、追加の土壌調査を実施する必要性が生じたことから、この経費について本定例会に補正予算を提出させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。また、10月27日に建屋内にあったトランスの横転による油流出事故が発生し、一時はPCB汚染が心配され関係者に大変ご迷惑をおかけする事態になりましたが、調査の結果汚染物質は含まれておりませんでした。また、地元や漁業関係者のご協力により、下流域への油流出を適切に防止することができたことをご報告申し上げます。再発防止のため、危険物等の安全管理については厳正に対応するよう職員を含め関係者に厳しく伝えたところであります。

鳩山首相は9月22日、国連気候変動サミットで演説し、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減すると明言をいたしました。麻生政権が示した「05年比15%削減」(90年比で8%であります)より大幅に踏み込んだ目標を事実上の国際公約としたことで、日本はその実行について重い責任が課せられたことはご承知のとおりであります。

南魚沼市におきましては、平成20年6月に「南魚沼市環境行動計画」を策定し、市自らの行動計画としての地球温暖化対策の実行計画を実施しております。また、今年8月には改正省エネルギー法に基づく庁内省エネルギー委員会を立ち上げたところであります。今後、民生・産業・運輸・公共各部門にわたる南魚沼市全体の温暖化防止の計画策定が急務となっており、国の動きに注視をしながら、地域としての特色ある温暖化対策について計画してま

いりたいと考えております。

次に都市基盤についてであります。

政府は去る9月29日に閣議決定された「平成22年度予算編成の方針について」において、マニフェストにしたがい、新規施策を実現するとともに、そのためにすべての予算を組み替え新たな財源を生み出すこと、要求段階から積極的な減額を行うことというふうにされております。このため平成21年度予算をベースとした要求額の減額を積極的に行うとともに、マニフェストの実現のための施策等を新たに追加し、平成22年度概算要求の組替えを行ったものであります。国土交通省は8月31日の概算要求を見直し、平成21年度当初予算比では15%弱 約8,000億超であります、これを減額した内容となっております。原則として新規事業は行わないこととし、事業箇所数についても2割程度の削減を図るなど、ほとんど採択されない内容であり補助事業関連も厳しい内容となっております。

道路特定財源の一般財源化に伴い廃止されました「地方道路臨時交付金事業」に代わり、平成21年度に創設されました「地域活力基盤創造交付金事業」は平成22年度も継続されるものと思っておりますが、詳細などは不透明であり今後の国の予算編成の動向を注視しているところであります。

塩沢市街地の牧之通り「街路中通り線」につきましては、歩道の石畳舗装や電線地中化工事及び沿線の取り付け市道の改良工事も完成し、街並みが整備されたことにより、地域のまちづくりとしてさらなる活性化の取り組みを期待するところであります。

国土交通省事業の一般国道253号線八箇峠道路のトンネル工事の進捗は南魚沼坑口より730mまで堀削が進んでいる状況で、9月には南魚沼工区1,628mのうち残工事の901.5mが契約をされました。なお、十日町工区の1,212mにつきましては1月発注で公告されているところであります。また、国道17号六日町バイパスで行われております、余川地内の余川中道遺跡の発掘調査では、8月に行われた古代・中世の調査結果の公開報告会に引き続き、その下層の古墳時代水田跡等の出土調査結果の公表が10月17日に行われたところであります。その他管内の国・県の事業は当初計画のとおりおおむね順調に進んでおりますが、ここには記載しておりませんが先般マスコミ等で報道された内容をご存じだと思いますけれども、八箇峠トンネルにつきましては30億円超の要求額であります。浦佐バイパスは1億円、六日町バイパスは0から1億円という国土交通省側の予算要求の内容が県に報告され、県からまた地元は今照会があるところであります。この浦佐バイパス、六日町バイパスにつきましてはこの金額では到底平成27年の基幹病院開院に間に合うという見通しがほとんど立たない状況であります。これからどういうふうに増額ができるかわかりませんが、要望活動等を行いながら、何とか予算増の方に働きかけをしていきたいと思っております。政権も代わったことでありまして非常に難しい、厳しい状況でありますことを口頭でご報告申し上げます。

平成21年度除雪計画につきましては、11月30日・12月1日の両日、行政区長会で説明し、市民の皆様のご理解とご協力を得て、万全な体制で安全・安心な冬期交通確保に努

めてまいります。

下水道関係では、単独公共の大和クリーンセンターは流入量増加に伴い水処理施設1池の増設のため、本年度に電気設備工事と機械設備工事を発注し、平成22年度末の供用開始に向け工事を進めているところであります。昨年度発注しました土木建築工事は基礎杭の工法変更がありましたが、その後は順調に進捗しており、今年度末には完成の予定となっております。機械及び電気設備工事は、今年度はほとんどが設備機器の製作で終わり、本格的に現地工事に入るのは、来年度になってからという予定となっております。また特定環境保全公共下水道事業は、今年度到大倉と市野江の一部の地域の工事がほぼ終了し、残るは国道17号沿いに散在するわずかな区域となります。流域関連公共下水道では、六日町病院周辺の未整備地区での工事をほぼ終了し、流域関連特定環境保全公共下水道事業では、予定しておりました西泉田、東泉田、奥、大沢、天野沢、竹俣、竹俣新田、原芝野、横新田、上神字、姥沢等の一部地域の管渠工事が、ほぼ終了の見込みであります。第二上田小学校下りの国道291号線で、現在存在しない河川の旧橋があることが判明し、道路管理者の県は空洞部にセメント質を含む流動化土を充填し安定化を図る予定でありました。その材料の流出からと考えられますが、下流域の池の鯉が死ぬなどの被害が出たため、現在充填作業も中断しており、その関係で予定の下水道工事も中断を余儀なくされております。

農業集落排水事業につきましては新潟県施工の八海橋の工事が、現在の計画では平成23年度に床版工及び橋面工の予定となっております。下水管の添架はその頃になるかと考えております。今年度に取り付け道路部の県工事に合わせ下水管工事費を計上しておりましたが、後年度になるということになりましたので、本定例会に減額の補正予算を提出させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

合併浄化槽につきましては当初30基の予定でありましたが、個人の都合等で取り止めなどがあり、現在18基を設置することで進めております。

斎場改築工事ではありますが、5月28日の臨時会で契約同意議決をいただき、直ちに工事着手いたしました。躯体コンクリートの最終打設を12月中旬に予定しており、工事は順調に進捗しております。今後とも斎場利用者、葬祭業界並びに地元関係者からご理解ご協力をいただきながら、平成22年10月1日のオープンを目指し、安全第一に工事を進めてまいります。

次に産業振興についてであります。

初めに農業につきましては、平成21年産米の作況指数　これは10月15日現在でありますけれども　は、全国98の「やや不良」、新潟県99、魚沼100の「平年並み」となり、国、県及び市において100以下となりましたので集荷円滑化対策の発動は回避されました。

政権交代により今までの担い手に特化した所得補償から、原則全農家を対象とする戸別所得補償制度に移行し、平成22年度は稲作農家を対象とした戸別所得補償制度のモデル事業や水田利活用自給力向上事業等が概算要求に盛り込まれており、担い手に対する支援の後退

を懸念しているところであります。

米の品質につきましては、大きな災害もなく順調に生育しカンントリーエレベーターを含む21年産米のコシヒカリの1等米比率は、昨年を上回る93%となりました。販売につきましては、米の過剰、消費者の低価格志向等により厳しい状況下ではありますが、管内JAにおきましては卸業者や消費者と直接取引を行う相対取引により完売を目指し鋭意努力しているところであります。年末には、県から「平成22年産米の需要量情報」として市に生産数量が配分されてきますけれども主食用米の消費減を反映し厳しい状況となることを予測しております。これも11月28日付の新聞等でご承知だと思いますけれども、新潟県全体には昨年比2.1%、1万2,170トン、面積にして約2,300ヘクタールの減が国から示されたところであります。非常に厳しい状況であります。引き続き管内JAと連携し県間調整及び地域間調整に積極的に取り組み、作付面積の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に商工観光であります。地域経済の活性化を目的といたしました南魚沼市プレミアム商品券の第1回発行事業が完了し、換金率は99.72%でありました。引き続き同額規模で第2回目の発行を11月14日から開始をいたしました。11月25日に完売をしております。

厳しい経済状況を反映して緊急保証制度を利用した融資申込みは非常に多く、9月末までに254件の保証認定を行いました。金融機関の調査では今後も融資希望が多いとの予測であり、推移を見守ってまいりたいと思います。

各地域で実施されました産業まつりなどは、一部悪天候のため大幅に来客数が減少した事業もありましたが、ほぼ例年通りの内容で開催されました。今後もまつりのあり方等につきまして、地域の皆様とともに見直しを検討してまいりたいと考えております。また、さいたま市を始めとする友好都市のイベントにも参加し、大河ドラマゆかりの地「南魚沼市」の宣伝や物産販売など誘客活動を実施してまいりました。

昨年より市民の方々と協力して、外国人観光客の誘客を目指して海外の旅行会社の招聘に取り組んでまいりましたが、先月までにシンガポールから2回で32名の送客をいただきました。さらに拡大される、そして拡大していくことを期待しているところであります。

1月11日にオープンいたしました「愛・天地人博」は、お陰さまで11月17日に入場者数40万人を突破いたしました。11月末現在で42万人を超えたところであります。また、11月22日には県と共催で、大河ドラマ「天地人」最終回の放送を大型スクリーンで観賞する会を実施し、最終回の口ケは南魚沼市で行われたということもあり、多くの市民の方々が感動の中で観覧するとともに放送終了を惜しんでおりました。天地人の放送は終了しましたが「天地人」効果を基に、さらに「持続・活用・発展」への取り組みにつなげてまいり所存でありますので、変わらざるご支援をお願い申し上げます。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

大原運動公園整備検討委員会につきましては、スポーツ関係者より8名、地元住民より4名のほか、一般公募委員5名、アドバイザー3名を委嘱し、第1回の委員会を10月27日

の開催いたしました。第1回目においては、今後の検討にあたって必要な資料を提示し説明いたしました。さらに11月24日に第2回目の委員会を開催し具体的な意見交換を始めたところであります。今後、毎月1回程度の開催を予定し、平成22年4月をめどに素案をまとめ、パブリックコメント等により広く市民の皆様の見解を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

図書館整備検討委員会につきましても学識経験者等より9名、一般公募委員7名の計16名を委嘱し、第1回目の委員会を11月12日に開催いたしました。第1回目は、今の図書館の現状など今後検討にあたって必要な情報等を提示し説明をいたしました。さらに11月26日に第2回目の委員会を開催し具体的な意見交換を始めたところであります。今後も引き続き検討を重ね、こちらも平成22年4月を目途に素案をまとめ、大原運動公園と同様にパブリックコメントにより広く市民の見解を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

一般会計補正予算につきましては、来年度に計画しておりました大崎、藪神、五日町、塩沢の各小学校の耐震補強工事業及び五十沢地区小学校統合整備工事 これは危険改築分ではありますが、今年度の国の経済危機対策に伴う補正予算の内示を受けましたので、補助率のかさ上げ分である地域活性化・公共投資臨時交付金とともに計上いたしました。また、「愛・天地人博」の収益金として1億円ほどが見込めることから、その一部を原資として、基金条例をお願いするとともにアフター天地人事業への補助金を計上いたしました。なお、国の事業中止により子育て応援特別手当交付金事業費につきましては、一部の執行済み事務経費を除き皆減させていただきました。

鳩山新内閣が発足し3カ月が過ぎようとしております。私は、新内閣が「地域のことは、地域が決める」として、地域主権を確立し基礎自治体を重視することを掲げており、地域分権改革が大きく前進することを期待しております。そして住民一人ひとりが「住んでよかった」と実感でき、誇りと愛着の持てるまちづくりへとつながるものと考えております。また新内閣の政策が机上の空論に終わらず、市民と直接向き合って仕事をしている地方自治体の意見に謙虚に耳を傾け、政策にも十分反映されるよう求めていく所存であります。

昨年来より、景気対策として雇用及び資金繰り対策に取り組んできたところでありますけれども、景気回復までにはまだ時間を要するものと認識しておりますし、景気回復には1市町村では対応に限界があるところであります。国策としてこれ以上の経済対策が行われ、国と連動した取り組みで地域が元気になることで、市民の将来への不安を払拭することは喫緊の課題であると考えますので、今後も景気回復に最大限の配慮をしてまいりたいと思っております。

大河ドラマ「天地人」と「トキめき新潟国体」の二大イベントが、市民挙げての取り組みと関係各位のご尽力により、本当にこれは成功裏の内に終えることができましたことに深く感謝申し上げます。これは市民と行政が一体となり、知恵と力を結集したことの大きな成果であったと考えますし、市の将来の発展につながる大きな力になったことと感じております。

今後とも「希望溢れて伸びるまち」を目標に、一步一步着実に進めてまいり所存であります。

すので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げまして、所信表明といたします。

むすびに今定例議会の提出案件は13件、内訳は条例2件、予算7件、その他4件であります。十分なるご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げますところであり、以上であります。

議長 日程第5、報告第11号、所掌事務に関する調査の報告についてを行います。議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口和人君 おはようございます。それでは先般、休会中に開催されました議会運営委員会について報告をさせていただきます。

3回の議会運営委員会を開催しております。まず、皆様のお手元に資料があると思えますけれども、第1回目です。調査事項といたしまして平成21年第4回南魚沼市議会臨時会の運営についてということで、11月27日に開催されました臨時会の運営についてを調査をいたしております。内容ですけれども、付議事件の概要、会期及び議事日程について。それから条例改正及び意見書発議の取り扱いについてと。その他として12月定例会の会期日程についてということで調査をしております。

調査の状況でありますけれども、期日が平成21年11月20日金曜日。委員の出席状況につきましては1名欠席、7名の出席であります。正副議長にも出席をいただいております。

調査の内容でありますけれども、執行部関係のそれぞれ総務部長、総務部次長、総務課長に出席を求めて臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行っております。

続いて第2回目、平成21年第4回南魚沼市議会臨時会の運営についてということで、これも11月27日の臨時会の運営についてであります。条例改正発議案の取り扱いについて、それから議事日程について調査をしております。

調査の状況でありますけれども、平成21年11月24日火曜日に委員1名欠席で7名の出席、それから正副議長それぞれ出席をいただいた中で調査を行っております。調査の内容でありますけれども、南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正発議案の審査及び臨時会の議事日程に関する事務調査を行っております。

続いて第3回目です。これは今日から始まりました平成21年12月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。

内容でありますけれども、付議事件の概要について、会期及び議事日程について、議会全員協議会の開催について、請願及び陳情の取り扱いについて、それから意見書の取り扱いについて、同意人事案件の採決の方法について、一般質問の取り扱いについてということで調査をしておりますし、またさらに地域医療対策調査特別委員会の設置について、地域医療対策調査特別委員会委員候補の報告について、地域医療対策調査特別委員会正副委員長の選挙について。また、閉会中の議会運営委員会の開催について、そしてその他ということで調査をさせていただきました。

調査の状況でありますけれども、平成21年12月2日水曜日、委員の出席状況8名全員、そして正副議長にも出席をいただいで調査をしております。内容といたしまして執行部、総

務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、12月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、それから地域医療対策調査特別委員会の設置の検討などを行っております。以上、報告です。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由の説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成21年請願第6号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願。日程第7、平成21年請願第7号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願。日程第8、平成21年請願第8号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願、及び日程第9、平成21年陳情第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情、以上4件を一括議題といたします。

請願第7号及び陳情第4号を総務文教委員会に、請願第8号を産業建設委員会に、請願第6号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第10、第106号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第106号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の制定についてご説明を申し上げます。本基金条例は愛天地人博の入場料収益等について、観光振興等の目的とする事業に活用するため基金条例をお願いしたいものでございまして、地方自治法第241条の規定に基づく条例の決定をお願いしたいものでございます。

条例は5条の構成でございまして、第1条の設置では本文にありますように、南魚沼市を全国に発信するために実施する観光振興等を目的とする事業 これを愛プロジェクト事業と定義しておりますが の費用にあてるため南魚沼市愛プロジェクト推進基金を設置させていただきたいものであります。

第2条では基金の額であります。基金とする額は一般会計歳入歳出予算で定める額とす

るということであります。したがって愛天地人博の関連での剰余金をいったん予算では諸収入で受け入れまして、歳出2款、総務費で基金に積み立てます。その後歳入で繰入金として基金から受け入れまして、歳出で観光事業補助金として支出をするというかたちになるものでございます。雑入で受け入れて会計閉鎖とともに繰越金にするという方法もあるわけですが、特定目的のためにこの部分について明確化ができるということから、基金とさせていただきたいものでございます。

第3条は管理でございます。基金に属する現金の管理についての規定でございます。基金の管理は自治法において収入支出の手続き、歳計現金の保管方法等の例によるということでありますので、会計管理者において確実かつ有利な方法で管理をするということでございます。

第4条では処分でございます。基金の処分は第1条で申し上げました愛プロジェクトの財源として処分ができるという規定でございます。

第5条は委任規定でございます。なお附則では公布の日から施行とさせていただきたいものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

寺口智彦君 総務部長にお伺いしますが、先ほど市長の所信表明演説の中でこのプロジェクトについては約1億円ほどの利益が見込めるという話がありましたが、その積算根拠を教えてください。1億円の利益ということの積算根拠を教えてください。

それからこの基金を観光振興目的等に利用するということではありますが、そうすると一般会計に繰り入れてやるということですから当初予算に乗せるわけですが、その場合、商工観光課といいますか、この課でなければ使えないというようなかたちになるのではないかと思います。流れからいって私は教育委員会部局の方でもこれに関連したものが出てくると思います。そういう部門についての運用は可能なかどうか。そこをお考えなのかどうか。この2点。

もう1点ですが、今、民間の方を入れましてプロジェクト室をやっておりますけれども、新聞報道によりますと戦国エキスポというかたちで今後もいろいろな企画をされているということがあります。どうも、新聞報道だけで判断してはどうかと思いますけれども、この部分が先行してそのための資金であるかというような感じもしますが、この部分の関連といいますかについてはどう考えるか。この3点をお願いします。

市 長 私の方から第3点目の戦国エキスポについてお答えいたしますが、別にこれに特化したということではなくて、今、愛プロジェクトという皆さん方が、では次にはどのようなイベントといいますか催しをやって、天地人効果を持続させること、あるいはそれ以上に引き出すことができるかということを検討していただいているわけです。それがプロジェクトの皆さん方はまずは 今の会場が来年度の雪降り前に取り壊せば何とかいいだろう

ということも国県の方から回答をいただいております。できる限りあの会場を引き延ばして、中は全部模様替えしますけれども、それを戦国エキスポというふうにやっていきたいということでありまして、別にそれに特化をしたとかどうだということではありません。

ですから例えばこれで1億円の収益金が出る。あるいは1億円で足りなければ一般会計からまた継ぎ足ししながらやっていくという部分もありますし、どこに使ってはならないということは全くありません。市の産業振興、観光振興。あるいは兼続公の伝世館という部分がありますけれども、これらは後年はやはり教育目的にも使用していこうという思いがありましたので。例えばその部分が教育関係に関連が深ければそちらの予算でやっても結構なわけですから、別にどこに商工観光あるいは産業振興部に特定をしているなどということは全く考えていません。総務部の企画部分もあるわけですし、それは柔軟にフレキシブルに対応していこうと。ですので、あとの1点だけ。1億円は何が根拠だと。これは担当の局長がお答えしますのでよろしくをお願いします。

天地人推進事務局長 お答えいたします。積算根拠でございますが、これはまだあくまで事業途中でございますので、概算ということでご理解いただきたいと思います。ご存じのとおり既に市の収入の部分でございますが、市の方から5,000万円、それから新潟県震災復興基金の方から約3,000万円近く補助をいただいております。それと入場料収入。今現在ですとすべて前売り券等を入れると大体約2億円くらいになるのかなというように考えております。その他収入を入れて大体収入で3億円近くなるのではないかと考えております。

それで支出の部分でございますが、これもNHKさんの方に支払う部分ですけれども5,000万円ちょっとほどでございます。それからそこに現在会場の外観、内装、装飾等々で大体4,000万円近くかかっております。それから残りは一応広告宣伝費、それからご存じのとおり入場記念品としてお米をプレゼントしております。この額が結構いきまして大体4,000万円くらいになるのかなというふうに思っています。その他、光熱費といいますか通常の管理運営費等が支出されますと、おおむね1億円近いお金が収益として出るのではないかとこのように思っておる次第でございます。

関 常幸君 今回の質問に関連しますけれども、戦国エキスポのことについて市長の答弁で来年度の雪降り前に壊すというようなかたちで理解したわけではありますが。私ども議会としても天地人博を開催するときについては、相当議論してきておりました。私どももこのあとの天地人博後のことについても、どういうふうにするかということで議会としても相当やはり心配をしてきて、今回この基金ができる。私自身は5日の日の新聞報道ではものすごく良かったなというふうに実は思っていたわけでありまして。6月の一般質問、前回9月の一般質問でも議会で取り上げられて、あのものについて私ども議員はなかなか使えないなというふうな認識があったところに、今回の件でありました。ぜひ、この議会中に戦国エキスポのことについてしっかりと、やはり内容とか考え方を話して、公表してもらいたいなというふうなかたちであります。すごく私はいいいことでもありますけれども、今までの議会の中ではそ

ういうふうな経過できておりましたのでお願いしたいと思います。

市長 私が今までの議会で申し上げたことは、一応来年度には取り壊さなければならぬ。そして、内容の展示物がこれはNHKとの契約がありまして、これをずるずると引き延ばしてやるわけにはいかない。ではNHK部分を払ったときに他の部分で集客ができるかといいますとこれは非常に難しいということで、この愛天地人博は12月27日、これをもって終了させていただく。それ以降はなかなか継続ができ得ないことですのでということを申し上げてきました。

取り壊しについては来年度中ということでお話してきたつもりであります。もし、そういう誤解がありましたら大変失礼でしたけれども。来年度の雪降り前に取り壊して整地ができれば何とかいいだろうということも、いろいろ交渉している経緯の中からそれらは出てきたわけでありまして。一応また改めてご報告は申し上げたいと思います。

この戦国エキスポの内容をこの12月中につまびらかにせよというのは、ちょっとなかなか時間が足りません。ですので、きちんとした内容をお知らせできるのは、3月の定例議会中くらいだと。構想的なものがあります。だけれども、それはなかなか全部詰めたものではありませんし、相手方もありますし。ですので、そういうことはちょっとすみませんけれども、まだつまびらかな公表はできなということでご理解いただきたいと思います。

きちんと決まれば当然ですけれども、臨時議会をするほどのことではありませんけれども、皆様方にもお知らせ申し上げますし、報道等も大々的にやっていただいて、また来年につなげていきたいということでもありますのでよろしくお願いいたします。

樋口和人君 ちょっと今の市長からお話がありましたが、本当に私もあそこが活用されて大変いいことだなと思っております。そんな中で今の市長のお話だと来年度中に取り壊すというお話だったのですが、確か9月の私の一般質問のときには、21年度中に取り壊すのだというお話でありました。これは私は議事録を取り寄せてありますので。そんな中で今言ったように活用できることは大変いいことだと思いますので、それはそれでいいのです。けれども、やはり先ほど前者、関議員が言ったように、私どもは21年度中に取り壊されるという認識で今までできていましたので、その辺をちょっときちんと精査をしてお話をいただければと思います。

市長 もし、そういうふうに議事録に残っていれば、それは私の間違いです。21年度中というのは、12月27日までこれをやっているわけですから、ではこれから雪の中であれを取り壊せと言ってもできないわけです。ですから必然的にもう22年度。それを私はずっと申し上げてきたつもりですが、議事録にもし21年度中というふうに残っているのだとすれば、それはおわびをして訂正を申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第106号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第106号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第107号議案 南魚沼市斎場条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第107号議案 南魚沼市斎場条例の全部改正について提案理由のご説明を申し上げます。新斎場建設につきましては現在順調に建設工事が進んでおりまして、平成22年10月より新しい斎場で業務を行うことで準備を進めてきているところであります。今回の全部改正の要点といたしましては、新しい斎場の管理運営につきましては指定管理者制度の導入を行うことと、それから新たに小動物の火葬炉を設置して火葬を行うこと、及び斎場の位置が変更になるということから、現在の南魚沼市斎場条例及び同施行規則を整備することに伴いまして、ここで今回全部改正をお願いするものであります。

お手元の107号議案 南魚沼市斎場条例の制定についてをご覧いただきたいと思っております。それぞれ逐条での説明は省略をさせていただきますが、大きく変わったところについてご説明を申し上げます。

第2条であります。名称及び位置についてであります。本体が現在の駐車場の場所に建つことから記載のように変更する規定であります。

第3条であります。施設設置規定であります。施設といたしまして火葬場、小動物火葬炉及び納骨堂を置くものでありまして、ここで小動物火葬炉を規定した内容であります。

第4条であります。休日等の関係ですが、斎場の休場日を定める規定でありまして、記載のようにしたいものであります。これまでは規則の方に入っておりましたが、ここで条例規定をするものであります。

2ページに移っていただきたいと思っておりますが、第5条であります。勤務時間の関係であります。これまでは規則の方の規定でありまして、午前9時から午後5時までとしていたものを、条例規定といたしまして記載のように午前8時30分から午後5時15分とするものであります。

それから第6条であります。斎場における業務といたしまして、それぞれ記載のように(1)号から(3)号までの業務を新たに条例を規定するものであります。

第7条であります。ここで指定管理者による管理規定であります。新しい斎場への移行に伴いまして斎場の管理運営につきましては指定管理者に行わせる規定と、それから第2項といたしまして指定管理者が行う業務といたしまして、それぞれ記載のように1号から6号

までを規定するものであります。

それから第8条であります。指定管理者の管理基準といたしまして、第1項といたしましては斎場の管理を行わせる場合における火葬時間及び火葬を行わない日、その他斎場の管理運営に必要な事項は市長の承認を得た中で指定管理者が定めることができるという規定であります。第2項といたしましては指定管理者が火葬時間を定めたときには速やかにこれを告示するという規定であります。

以下第9条から4ページの第16条までにつきましては、斎場使用の許可及び利用に関する諸規定をそれぞれ記載のように定めるものでありますので、ご覧をいただきたいと思ます。その中で第12条、使用料についてであります。別表に定める使用料をということで、4ページの中ほどの表に記載してありますのでご覧をいただきたいと思ます。

火葬炉にかかる使用料につきましては変更ありませんが、新たに設置をされる小動物炉の使用料につきましては、表の中ほどに記載のように25キログラム未満にありましては1匹につき1万円。それから25キログラム以上50キログラム未満については1匹につき1万5,000円と規定をするものであります。

付記といたしましてこれまで区域外使用 南魚沼市及び湯沢町以外に住所を有する者の利用であります。区域外使用につきましては、使用料をこれまで火葬炉にあっては25パーセント加算としていたものであります。今回の新施設への移行に伴いまして区域外使用につきましては、これを50パーセントの加算というふうにしたいというものであります。それから新たに設置をする小動物炉にかかる区域外使用につきましても、表に定める額にそれぞれ100パーセントを加算した額というふうにしたいというものであります。

附則の関係であります。第1条といたしまして条例の施行期日を平成22年10月1日からとしたいものであります。第2条といたしまして経過措置規定であり新条例施行前までの使用については従前の例によるというものであります。

第3条といたしまして、指定管理者不在等の期間における管理業務に関する規定でありまして、記載のようにしたいというものであります。

以上、大変長くなって恐縮でありましたが、これで第107号議案の説明を終了いたします。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 納骨堂について私、ちょっと経過がわからないのですけれども、無料というようなことですがどういったことに使われるのかひとつお聞きします。

それからもう1点、指定管理者という制度を取り入れるようであります。今の説明でメリットと言いますと多分、休日ですか、1月の1日、2日。従来でいくと確か4日か5日から焼却というようなことだと思ったのですが。この辺のことなのか。指定管理者についてのそういったいきさつをひとつお聞きしたいと思ます。それによってどの程度メリットを考えているのか。財政的なものか、あるいは勤務上の問題なのか。ひとつお聞きいたします。

市民生活部長 1点目の納骨堂の関係の利用方法と申しますかあります。今も納骨

堂は斎場施設のところにあります。それで主に無縁仏といいますか、身元がわからない人たちをどうしても火葬に付すという場合があります。それでどうしても骨等をそこに安置しておくというお堂の使い方でありますので、引き続き同じような使い方を使っていくということであります。

それからもう1点、指定管理者におけるメリットでありますが、現在市直営のかたちの中で業務だけを一部地元の人たちに委託をして運営をしているというのが実態であります。新しい斎場につきましても、斎場自体は人生最後の儀式の場にふさわしい安らぎのある儀式空間が必要だろうということで現在整備をしているところであります。指定管理者制度の導入によりまして、施設の維持管理の徹底あるいは火葬業務といたしまして、炉の操作あるいは炉前の作業、それから火葬の予約の受付等々を含めまして改善をしていきたいというようなことであります。それから小動物の火葬業務全般に関することにつきましても、それぞれ前段申し上げました内容と一緒に、一元的に、一括的に指定管理者に行わせたいということであります。

このことによりまして民間のノウハウを活用しながら、効率的な運営と人生最後の儀式にふさわしい市民サービスへの提供を図っていききたいということで、指定管理者制度の導入をするものでありますが、経済的な財政的な面から申し上げますならば、今の体制よりは財政的な負担は上がります。上がりますが、今ほど申し上げた内容で、住民サービスの向上を目指して指定管理者による一括の管理という方がいいだろうという考え方で、制度の導入に踏み切ったものであります。以上であります。

岡村雅夫君 前段については了解しましたが、指定管理者制度について私、多分期限があると思うのです。そして入札というかたちになると思うのですが、そういった対象業者が大勢いますと、いろいろの競争原理とかあるいはまたサービスの何ていいますか程度とか、いろいろ競われるわけでありますけれども、一般的に考えてみると私はある程度固定化されていくのではないかなというふうに危惧をしていつも見ているのです。そういった中で当然負担は上がるという話が付け加えられました。私は職場としてみればそういうふうに待遇の改善とかそういうものはしていかなければならないと思うのです。指定管理者にしたがために負担が上がる、でもやらなければならない。そして私はそうしなければならないという問題ではなくて、何ていうか行政がもう少し 今、手もあるわけですし、担っていった方がいいのではないかなというような感じがするのですが。その点はこうして悪い言葉で言うと投げ払いという・・・要するに、財政的な問題を言うのだったら額を決めて任せればいいたろうと。こういう論になってしまうような気がしてしまうもので。この指定管理者制度というのはもう少し、何ていいますか、流動的と申しますか、いい方に回転していくような方向になるのかどうか。ひとつ、最初ですのでこれを聞いておきたいと思えます。

市民生活部長 確かに議員言われるように、仮に市直営で市の職員がノウハウを蓄積しながら運営していくということは事実上可能でしょうが、機械自体新しく大きなコンピュータ管理といいますか大分複雑化する部分がありますので、どうしてもその部分は業務委託に

する必要が生じますが、仮に市の職員が直営でやった場合には相当な経費を投入しながらその運営をしていかなければならないという実態があります。

現在はそのある一部分を業務委託している関係で、その部分はかなり圧縮をされておりますが、今度は先ほど私が申し上げましたような理念に基づいて住民サービスの向上を図りたいという部分からしますれば、ある程度の高い技術能力を持った斎場の運営をしていきたいというのが私どもの考えであります。

市の直営でやる、市の職員が直接そこにタッチする部分と比べれば、指定管理者制度移行の方がより一括的に管理できてサービスの向上につながるだろうと。民間ノウハウの活用もできるということで考えております。私が財政的な負担が増えると言いましたのは、今やっている業務の一部分の委託の方法を変えていきたいということで、負担が上がるという考え方ありますので・・・(「まだ受ける諸がわからない」の声あり)受けるかたちがわかりませんので、どの程度で受けていただくかわかりませんが、今後公募をしていきたいということです。庁内にある選定委員会の選考を経ながら応募の条件にあたる人にしていきたいということです。一応今回の条例改正は、そういう制度を導入したいという条例でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡村雅夫君 今の部分はわかったのですが、その一方で今、高度な技術が必要だとかという言い方をされますので、そうすると固定化というか業者が限られてくるのですよね。その辺が、指定管理者制度がそのたびに入札をしてやるというところと、ちょっとニュアンスが違ってきます。職員ごときではできないというような言い方だと、優秀な職員がいながらそういったパソコン関係も、コンピュータ関係も操作ができないわけではないわけでありませぬし。また一般でもそうでありますので、高度な特化した業務だというようなことでありますと、本来の指定管理者の入札という項目でいきますと、非常に限定された人たちだということになります。今後ひとつその辺を検討した実施をしていただきたいなというふうに思ひます。

市長 何をどういうふうに勘違いされているのかわかりませぬけれども、いわゆる私たちが、葬祭業者といひますかあそこへ行って求める高度な技術というのは、先ほど部長が触れましたように人生最後の部分ですから、きちんとした対応から始まってそういうことが非常に高度な技術がやはり求められるのです。我々が今、委託してやっぺらっぺらの方々、この人たちが悪いということではないのですけれども、たびたびやはりいろいろの面で苦情がある。けれどもそういうことをきちんとして習得した皆さんというのは、この管内にいくらかでも業界があるわけです。そういう皆さん方、どなたが受けるかは別にして、それが3年なり5年なりでまた交代していくということですから。そういうふうにご理解をいただきたい。

機械操作が高度でもうそこしか、専門でしかできないなどとそういうことではありません。それは当初はやはりちょっと訓練がいりますよ、当初は。だけれども、1回それは取得すればあれですから。市の職員をあそこに固定的に置く、そしてその専門の訓練をしてそこに置

くというのはちょっとやはりなじまない。そういう思いですのでひとつご理解をいただきたいと思います。

牛木芳雄君 今、市長から答弁がありましたので大体わかりましたが。職員は接遇も大事であったり、あるいは機械操作もということであります。いろいろなところを視察してみると、火葬炉のメーカーの皆さんがそれを管理運営しているというところもあるわけですし、今回のこの指定管理はどの程度の範囲を想定に入れているのか。

あるいは市内にもいくつかの葬祭業者さんがありますけれども、例えば個人の企業に指定管理を任すのか。あるいはいくつかの企業が企業体みたいなものを組んで任すのか。あるいは広く県内各地の業者さん、あるいは炉のメーカー等々にするのか。およそどの程度の範囲を想定しているのか。もう来年10月に業務を開始するわけですから、多分もう早くしないといけないのだらうと思いますが、その辺をお聞かせいただきたい。

もう1点はこの5ページの一番最後になるわけですが、小動物というのは犬猫等の愛玩動物と想定をしている。50キロ以下ですよ。50キロを超える場合には多分その小動物の火葬はしないだらうと思うのですが、実際10条の(3)項で断り書きがあるわけですよ。市長は断ることができるというふうになってはいますが、その小動物というのは愛玩動物、犬猫等の愛玩動物「等」というのはどの程度までを含んでいるのか。

市民生活部長 お答えいたしますが、指定管理者の関係のどういう範囲ということあります。まだ私どもははっきり決まっておりませんが、地域習慣風土がわかるのは、地元にいる人たちの方が一番多いわけです。可能ならば東京やどこか大阪とかということではなくて、やはり地元の人たちから受けていただくのが一番ベターかなという個人的な考えを持っていますが。まだその全体像が決まっていますけれども、そういうことを望んでいるところでございます。

それから小動物の範囲ですが、犬猫が主体です。それ以上のことは・・・あとはちょっとそういうこと、あと10キロとそれ以上というかたちの分類で、炉の中に入る高さとか長さとかと制限が若干あります。体重が軽くてものすごく大きいなんていうことは入りきれませんので、その辺でちょっとご理解いただきたいと思います。以上です。

岩野 松君 今の指定管理にあたるのは、地域習慣、風土のわかる業者という言い方をしていましたが、何か資格を持っているとか。それからそういうのを私は雑ぱくに考えたときには、いわゆる俗に言う葬祭業務に携わっている人たちなどがその公募に値する業者なのかなと思ったのですが、そういうふうを考えていいのかどうなのか。

それからさっきの小動物は犬猫以外は絶対受け付けない。例えば最近は何匹だとかいろいろなの、外へ解き放されたとかそういうのもありますけれども、そういうのは絶対考えないと考えていいのでしょうかどうでしょうか。

市民生活部長 指定管理者に係わる考え方ですが、前段申し上げたようなことがいいのだらうというふうに思っております。ですが、これは一応公募というかたちでありますので、私たちであればこういうサービスとこういうかたちでこの経費でやります、というような提

案を受けながらやっていく方法も考えられるわけですから、それは今後公募の方法によりませんが。ただ、先ほど言いましたように地域でそういう火葬をずっとやってきた、葬祭業務をやってきたような人たちが一番わかるわけですから、そういう人たちからも応募していただければありがたいということで、その範囲以外は答えられません。今のところ。別にその業者を指定しているわけではありませんので。

資格は建物が非常に大きくなりますから、危険物の取扱責任者といいますが、そういう部分の資格というのは、きちんと明示をしながら公募をしていくというかたちで、管理体制については万全を期したいという考え方であります。

それから小動物等の考え方ですが、先ほど言いましたように、その人がかわいがっているものであればそれは愛玩動物になるわけですから、炉の中で処理できる範囲であれば小動物等の中で考えていただきたいと思います。以上であります。

塩谷寿雄君　小動物の50キロ以下と書いてあるのですけれども、大きい猫で50キロ以上を超えるものはないと思うのですが、犬で50キロ以上超えている方は結構飼っていると思うのですけれども。人を火葬するときに100キロあるからだめだよということではできないと思うのですが、キロ数を量って50キロ未満とするのか、例えば窯の中に入るのであれば60キロでもいいよというふうにするのか。その辺のことが大きい動物を飼っている方は非常に大変かなと思うのですけれども、いかがですか。

市民生活部長　体重は一応量ります。測りますので50キロとか25キロという範囲で判定をしていくということです。確かに議員おっしゃるように、今ここをいろいろ見てみますと、相当大きな体重のあるものもありますが、それはもうできないということでありまして、しないということでありまして。別の方法でやっていただく以外に手がありませんので、そういうふうにご理解をいただきたい。

中沢俊一君　1点確認をしておきたいと思うのですが、いわゆる迷惑施設なわけでありまして、建設前に地域には一時金としての補償があったと思っています。指定管理者を制定する場ですけれども、その縛りとしまして地域の雇用とかそういうことへの配慮というのはどうなっていますか。

市民生活部長　今までも地元の皆さん方に、大変ご協力をいただいて運営をしてきているわけでありまして、当然指定管理者制度移行にいく際も、でき得るならば地元の雇用の促進にも考えてほしいというようなことを伝えながら公募をしていきたいということでありまして。作業的には当然地元の人たちからやっていただかなければならない部分も相当数あるのだらうと思いますので、そういうところは優先的に地元の雇用を図ってほしいということとは、私ども指導していくつもりであります。公募の条件の中にそれが入れられることが可能であれば入れていきたいということ考えています。(「思川の皆さんにどういうふうに説明して了解をもらっているかそれを言えばいいのでは」の声あり)

それから思川地区の皆さんには、この建設の説明会時に何回か新しいかたちでは指定管理者制度に移行しますと。そういう中で私どもは、指定管理者移行に伴って地元の雇用の促進

を図ってほしいということを申し伝えながらやっていきます、ということで地元からの了解はいただいております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第107号議案 南魚沼市斎場条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第107号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時49分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 日程第12、第108号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第108号議案 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。本件は清水地区に平成22年度から24年度までの3カ年間で下水道整備計画を実施するにつきまして、財源の一部に辺地債を充当させていただきたく、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく、3ページ以降に記載の辺地に係る公共施設の総合整備計画書を調整いたしましたので、新潟県知事を經由して総務大臣に提出するについて、議決をお願いしたいものであります。なお、新潟県とは事前協議済みであります。

3ページをご覧ください。1の辺地の概要としまして(1)で自然条件、(2)で社会的条件、4ページでは(3)の人口及び世帯数などが記載されております。(7)の辺地度点数でございますが、法律施行規則第2条の規定による基準で、辺地度点数といたしますがこれが100点以上であることがひとつの要件であります。

2の辺地の現況及び課題でございますが、5ページ上段で住環境の整備や環境保全という立場から下水道処理の必要性を述べ、合併処理浄化槽による処理が適当である旨、結んでおります。

3では公共的施設の整備についての基本方針として(1)及び(2)で20世帯のうち浄化槽未整備16戸について平成24年度までに整備をする計画ということになってございま

す。

6ページをご覧ください。公共施設の整備計画であります。合併処理浄化槽16戸の事業費が4,500万円。 の特定財源が受益者負担と国庫補助金で1,228万5,000円。 の一般財源3,271万5,000円で、この内訳が下水道債2,230万円、辺地債が700万円、単独費で341万5,000円という計画であります。

辺地は交付税上の単位費用ということになりまして、辺地対策事業債償還費として元利償還金1,000円につき800円であり、下水道債は試算によりますと参入が44パーセントほどということでありますので、この計画をお願いすると36パーセントほど有利な市債が700万円見込めるということでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第108号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第108号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13、第109号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

所信表明でも申し上げましたように、来年度に計画しておりました大崎小学校他3校の耐震補強整備事業、そして五十沢地区小学校統合整備事業、これは危険改築部分であります。これらが国の経済危機対策に伴う補正予算の内示を受けましたので、歳出にそれぞれ4億9,986万円、そして4億9,558万円を。歳入に通常の国庫補助金2億4,184万円、及び2億4,857万円。これにあわせまして補助率のかさ上げ分であります地域活性化公共投資臨時交付金これが4億5,454万円を計上させていただきました。

愛・天地人博南魚沼の剰余金につきましては基金を設けて、アフター天地人事業の財源として管理していくこととしたい。このたびこの一部3,000万円を基金を経由した中でアフ

ター天地人事業へ補助すべく処置しました。

また、新型インフルエンザワクチン接種助成金4,993万円を計上いたしました。国の事業中止を受けて、子育て応援特別手当交付金事業費につきましては、執行済みの事務経費を除いた5,822万円を減額させていただきました。そのほか人事院勧告による給与改定等によります給与費1億1,010万円の減額を始め、事業の確定見込みなどに伴う必要最小限の過不足額を計上させていただきました。

このことによりまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億2,311万円を追加して予算総額を歳入歳出それぞれ334億2,716万円。また、前述の理由によりまして五十沢地区小学校統合整備事業の継続費の年割額を変更させていただきたいものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 それでは109号議案 21年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。22、23ページをお開きください。事項別明細書、3歳出からご説明を申し上げます。

第1款議会費であります。議員にかかる期末手当の支給月数に係る条例を第4回臨時会でご決定をいただきましたので、その部分について559万5,000円を減額するものでございます。

第2款総務費 1項1目一般管理費では、職員費で今回の人事院勧告、人事異動、それから育児休業分など1億1,010万円の減額であります。給料で2,600万円、職員手当等では6,430万円、共済費で1,300万円、産休等代替職員賃金で900万円の減額の計上でございます。

3目電算対策費、123万9,000円では、主に内部情報系のシステムのトラブルに対処するための業務委託でございます。

6目財産管理費であります。廃止されたアルプス電気五十沢工場の土地、約3,000平方メートル及び建物800平方メートルを共にご寄附いただくことになり、当面倉庫として利用するための電気料の部分でございます。

7目企画費 企画一般経費では、大原運動公園整備検討委員会委員の費用弁償、これは交通費の部分でございます。並びに視察時の食糧費の措置をするものでございます。

大河ドラマ「天地人」プロジェクト推進費6,564万円では、天地人博終了に伴う展示物の伝世館への移動にかかる経費、施設管理の委託料の不足部分を計上。並びに雪まつりのスケールアップとキャスト招聘の費用を500万円。先ほどご決定をいただきました愛プロジェクト推進基金条例に積み立てる3,000万円、それを歳入で繰入をすることにより、ここで3,000万円を愛プロジェクト事業に補助したいということで計上してございます。

24、25ページをお願いいたします。3目市議会議員選挙費執行残757万6,000円をここで減額させていただくものでございます。

5項1目統計調査総務費の関係では執行見込みによる増減、並びに農業センサス費では県

支出金の増による報酬の増額計上でございます。

3款であります、1項1目社会福祉総務費 国民健康保険対策費で595万8,000円の減額であります、繰出の関係がほぼ固まったことと、次のページに移りますけれども人事異動及び給与改定による減額ということでございます。八色福祉の家管理費では施設管理費負担金の不足分を追加計上させていただいております。

2目心身障害福祉費 心身障害者施設負担金事業では、先ほども話がありましたが、まきはたの里がバックアップするグループホームを開設するための負担金97万7,000円。自立支援事業費は利用者の増や報酬単価の5パーセント増などから3,957万4,000円の計上でございます。地域生活支援事業費の日中一時支援給付費では、まきはたの里での特別支援学級在校児童を放課後預かりする部分の不足見込み額450万円の措置であります。

次の心身障害者助成事業費、心身障害福祉補助・負担金事業はいずれも支出見込みによる不足額の計上でございます。

3目老人福祉費では介護保険、後期高齢者医療への特別会計繰出金であります、人事異動、給与改定による減、並びに執行見込みによる計上でございます。

6目医療費助成費 心身障害者医療費等助成事業では受診件数増により1,931万2,000円の追加であります。

8目生きがい福祉施設管理運営費では塩沢老人福祉センターの暖房費の修繕が31万円でございます。

28、29ページをお願いいたします。9目老人ホーム魚沼荘管理運営費であります、生活支援業務について社会福祉協議会に一部委託をするものでございます。

2項児童福祉費 1目子育て支援費では、次世代育成支援後期行動計画いわゆるレインボープランの印刷代、ほのぼの広場の臨時賃金、学童保育の保育事業の委託費についてそれぞれ決算見込みにより不足分を計上させていただくものでございます。

2目児童措置費では児童入所施設措置費の実績による過年度分の国庫補助金の返還金3万7,000円でございます。

3目児童福祉施設費 常設保育園保育費5,188万3,000円でございますが、未満児の入所や障害を持つお子さんの入所などから、配置基準の関係での増員の決算見込みによりましてそれぞれ不足分の計上でございます。

4目子育て応援特別手当交付事業費であります、先ほどの市長の説明のように執行済み5万6,000円を除いて5,822万2,000円の減額でございます。

30ページ、31ページをお願いします。3項1目生活保護総務費では母子加算復活にかかるシステム改修費が主でございます。

4款1項保健衛生費です。1目保健衛生対策費 自殺予防対策事業31万6,000円あります、県の補助を受けまして事例検討、ポスター、メディアを使った広報に取り組むものでございます。

3目予防費5,437万6,000円あります、医薬材料費及び予防接種委託料は新型

日本脳炎ワクチンの接種にかかる決算見込みによる補正でございまして、代理受領事務手数料は新型インフルエンザにかかる医療機関からの請求事務手数料でございます。新型インフルエンザワクチン接種助成金（補助）とありますのは、低所得者層にかかる接種助成金でありますし、これはその次に市単独とありますのは基礎疾患を有する方や、小学校6年生までの皆さん等への接種の補助として、1回につき1,500円を市単で補助する部分でございます。

4目医療等対策費137万7,000円では休日救急診療所にかかる経費でございますが、流行する新型インフルの関係でそれぞれ不足が見込まれますので補正をお願いするものでございます。

2項4目環境衛生費 地下水地熱融雪システム実証事業費ではヒートポンプ追加によるそれぞれ不足分を計上させていただいております。

32、33ページをお願いいたします。3項3目し尿塵芥処理施設費330万6,000円でございますが、旧ごみ焼却炉解体に伴い地元行政区の要望等を受けまして、土壌・地下水などのダイオキシン、あるいは重金属などの環境測定を行うための計上でございます。

5款1項労働諸費 4目雇用創出事業費367万9,000円でございますが、県緊急地域雇用創出特別基金事業として10分の10の補助を受けてプレミアム商品券事業と戸籍簡単検索事業の臨時職員雇用にかかる経費をお願いするものでございます。

6款農林水産業費1項2目農業振興費では農山村漁村活性化プロジェクト支援補助金としてJAしおざわが行う米粉の事業費変更増による部分、水田農業構造改革対策推進事業費では生産調整の県内調整ができたことなどから協議会助成金を600万円減額するものでございます。

3目畜産事業費ではJAしおざわが計画をいたしました堆肥保管施設整備事業の用地確保が困難ということで450万円の補助を減額させていただくものでございます。

4目農地費 土地改良事業費でございますが、次のページをお願いします。農地有効利用支援整備事業として用水確保に苦しんでおられます後山地区につきまして、ため池間のポンプ送水ができるような設備を行う事業への、地元負担の3分の1相当を補助しようというものでございます。その下の丸の部分は決算見込みによるものでございます。農業集落排水事業対策費の2,398万円の減額は人勸の関係。それから話が出ました八海橋の添架の先送りによるものでございます。

7款1項1目商工業振興費では大和スタンプ会が国の補助を受けて行うポイントカードシステム機器更新事業について、事業費の4分の1相当を補助しようとするものでございます。

2目観光振興費では八海山4合目及び女人道のバイオトイレについて、現地再調査の結果増額の必要が生じたため措置をお願いするものでございます。なお、繰越を予定しているということでございます。

8款2項2目道路橋りょう維持費は財源の更正でありますし、3目道路橋りょう除雪事業では、中ほどの丸、除雪機械整備事業で執行残を減額するものでございます。

36、37ページをお願いします。4目道路橋りょう新設改良費の地方特定道路整備事業費では事業実施の精査による減でございます。

4項都市計画費では2目都市計画事業費の下水道特別会計繰出金1,734万円のほか3目、4目はそれぞれ各施設の決算見込みに伴う所要の額の追加でございます。

5目まちづくり交付金事業では土地購入費として、伊勢町裏線並びに旭町上町線の用地買収にかかる不足分をお願いしたいものでございます。

5項1目住環境整備事業費であります。市営住宅管理費で経済危機対策事業として実施した防水工事にかかる請負差額等の部分を減額させていただくものでございます。

38、39ページをお願いします。9款1項消防費 3目防災費の防災一般経費237万6,000円でございますが、情報収集体制の強化として国の10分の10の補助を受けまして全国瞬時警報システム 俗にJアラートと申しますが、それを設置させていただく工事にかかる部分でございます。

10款教育費 1項1目教育委員会費 教育委員会一般経費では五十沢統合小学校校歌、校章作成の関係の費用を。教育課程特例法事業費ではALT賃金の不足部分の計上でございます。

2目教員住宅費では大和地区の教員住宅の屋根修繕の部分でございます。

2項1目小学校教育運営費の小学校管理一般経費の下段の1,781万5,000円では、経済対策臨時交付金事業である教職員パソコン整備事業の執行残を利用して赤石小学校の体育館の屋根の修繕を。小学校授業運営費、要保護・準要保護児童援助事業にあっては実績等による不足部分の計上でございますし、小学校施設整備等整備事業では経済対策臨時交付金事業を利用した教職員パソコンの整備事業がほぼ確定をいたしましたので、これを減額し事業振替ということであります。

40、41ページをお願いいたします。2目小学校整備費の小学校耐震補強事業4億9,986万3,000円でありましたが、平成22年度予定の事業に今回、地域活性化公共投資臨時交付金事業を活用し、記載の大崎小、藪神小、五日町小、塩沢小の耐震補強工事を行おうとするものであります。また、五十沢地区小学校統合整備事業4億9,558万5,000円についても同事業を活用して前倒しで行いたいものでございます。

3項中学校費でございますが、1目中学校教育運営費では中学校管理一般経費ではインフルエンザ関係の消耗品を、中学校事業運営費では経済危機対策臨時交付金での理科備品の整備、要保護・準要保護生徒援助事業費では実績による不足部分の計上でございますし、先ほどと同じパソコン整備がほぼ確定をいたしましたのでここで減額し事業振替とするものでございます。

2目中学校施設等整備事業費913万5,000円でありましたが、塩沢中学校に太陽光発電事業交付金と公共投資臨時交付金を利用いたしまして、太陽光発電等によるハイブリッド街灯を設置するための計上でございます。

42、43でございます。4項1目幼稚園教育運営費では、児童増による職員配置にかか

る経費。

5項2目公民館費はそれぞれ不足する部分の計上でございます。

3目図書館費 図書管理運営費では図書館（情報館）整備検討委員会の委員16名であります。同じく費用弁償と視察時の食糧費の補正でございます。なおMARC作成とは情報検索ツールとして図書館の専用のデータベースのためのバーコードを貼付するという部分の委託でございます。

6項1目保健体育総務費、にいがた歩くスキーフェスティバル負担金120万円の計上でございます。

11款災害復旧費 1項1目農林水産施設災害復旧費の減額の1,031万円ではありますが、先行する県の工事との関連で今年度内の執行ができないこととなりましたので、次のページにもわたりますがここで減額とするものでございます。

12款1項公債費 1目元金ではありますが、財源の更正でありますけれども借換債4,000万円について一般財源に振り替えさせていただくものでございます。以上が歳出の補正の部分でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。2の歳入、事項別明細書でご説明を申し上げます。

11款分担金及び負担金 2項1目民生費負担金では、2節児童福祉費負担金で保育園入園費負担金として744万4,000円。中途入所などを含めての決算見込みの計上でございます。

12款使用料及び手数料 1項4目商工手数料では、11月末で6万4,962人の入場をみました直江兼続公伝世館の使用料をここで500万円の増額補正をさせていただくものでございます。

13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金では1節の社会福祉費国庫負担金として保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金はそれぞれ決算見込みにより計上させていただくものでございます。

2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金では、歳出で申し上げました小学校5校、中学校1校の耐震補強事業等の補助残の9割を地域活性化公共投資臨時交付金として4億5,454万3,000円受け入れる部分でございます。

2目民生費国庫補助金であります。ここでは子育て応援特別手当の事業執行停止にかかる減額が5,800万円ほどでありますし、3目、4目、5目、7目につきましては次のページ16、17にわたりますが、それぞれ歳出でご説明をした部分にかかる国庫補助金の受け入れでございます。

なお、2節の中学校費国庫補助金の説明欄で塩沢中学校地、地方の「地」が入っておりますが、これはミスタイプでございますので削除いただくようお願いを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それから3項2目民生費委託金では決算見込みによる減額を、14款1項県支出金 2目

民生費県負担金でも決算見込みによる計上でございます。

それから14款2項2目民生費県補助金 1節社会福祉費県補助金であります。次のページにわたりそれぞれ記載のように補助金の補正計上でございます。

なお、18、19ページ最上段であります。ミスタイプがありまして障害者自立支援特別対策事業補助金であります。4分の3と括弧書きがあります。基本は4分の3であります。この部分につきましては10分の10でございますので、恐れ入りますが10分の10にご訂正をいただきますようお願いを申し上げます。申し訳ありませんでした。

以下3項の委託金までにつきましてはそれぞれ決算見込みにより計上させていただくものでございます。

16款寄附金であります。備考欄記載の小川様始めそれぞれの皆様からご厚志を賜りまして、歳入計上させていただくものでございます。指定寄附の部分につきましては、心身障害者福祉の部分に充当させていただくということでございます。

20、21でございます。17款繰入金であります。南魚沼市愛プロジェクト推進基金からの繰入金3,000万円の計上であります。歳出で天地人プロジェクト推進事業費に財源充当というふうになるものでございます。

19款諸収入 4項3目の雑入では、1節の雑入でございますが職員の駐車場利用協力金、月500円でございますが、21年度分ということで354万8,000円を追加させていただく。

愛・天地人博南魚沼の見込まれる決算剰余金の一部分を、当面3,000万円受け入れるものでございます。

20款市債 1項1目合併特例債であります。本補正に基づく事業の起債の部分で4,170万円。2目で借換債の4,000万円の減額。4目の災害復旧債では歳出で申し上げました農林施設災害復旧事業の減額に伴う復旧債の減額でございます。以上が歳入の説明でございます。

8ページをお願いいたします。第2表継続費の補正でございます。五十沢地区小学校統合整備事業につきまして、記載のように年割額を変更させていただきたいものでございますし、右側9ページの第3表は地方債の限度額の補正を表左のように変更させていただきたいものでございます。都合70万円の減額でございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。なお、質問者はページ数、箇所を指摘の上行ってください。あわせて南魚沼市議会会議規則第55条発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないということ。これは皆さん十分にご存じだと思いますがひとつよろしくをお願いいたします。

笠原喜一郎君 33ページの農林水産業費の中でお聞きをいたしますが、今、民主党の方で個別の所得補償のことでなかなか混迷をしているわけですが。そこで、生産数量の割り当ても2万トンの中で新潟県1万2,000トンという話が先ほどありました。それとあわせて非常に当市にとっても影響のあるのが、調整水田を転作にカウントしないというか、

そのことによって個別所得補償制度には該当しないということが、同じ11月28日に載っていたわけです。この市のこのことが非常に影響があるわけで、調整水田で400超ヘクタール、保全管理等で270ヘクタールということで、市に割り当てられている転作面積の大体6割くらいが調整水田という中で、それが認められないということになるとなかなか大変なことになるわけです。今、農林水産省の方のホームページを見てもその後のことは余り出ていませんけれども、知り得る情報をちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

産業振興部長 私どもも今県の方から若干の説明がございまして、担当課長が行っておるわけですが、詳細の部分は新聞報道の域を出ないということです。例えば農業新聞などでも、あと新潟日報さんでも出ていると思いますが、多分会議はかなり紛糾したというような状況でございます。私どもの方もそれ以上のものは県の方から今お聞きできないような状況でございます。

おっしゃるとおり今の調整水田。それから保全管理が例えば対象にならないということになると、これはゆゆしき事態になるわけでございますが、とりあえず11日の日に両協議会の勉強会を含めた対応策の会議を今のところ開く予定でございますので、そこら辺を踏まえまして市としてのやはり対応、それから県、それから国に対応していく方針などをやはり出さなければならぬのかなという状況でございます。いかにせん本当にやるのかどうかを含めて、私どもの方では正確な情報は今のところつかみきれない状況でございますのでお願いいたします。

笠原喜一郎君 そこで市長にお願いをしたいわけですがけれども、今、民主党になってなかなか陳情だとか、あるいは各自治体の要望だとかというのをあげるについて、ルートをなかなか制限されているというような部分があるわけです。たまたま全国市長会の会長が長岡市の森市長ということでありますので、その辺を含めて私はやはりこの部分については強く働きかけていくべきかというふうに思いますけれども、市長の考えをお聞きいたします。

市長 この情報を得たとき私も、とてもこれで本当にこのまま実施されれば大変な事態だという認識は持っておりました。今おっしゃったように民主党政権になりまして、今までと違って陳情ルートさえよく、何ていいますか・・・特に新潟県は小沢幹事長の構想ですと、県連でまとめて小沢幹事長のところへ全部やると、こういうことですがけれども。では県連がまとめると言っても、全然まとめる作業も私どものところにはきていません。政権に参画している社民党の皆さん方はどうかわかりませんが、私たちには全く来ていない。

そこで、先ほどのバイパス問題もありますので、今私どもが自民党だ、民主党だ、社民党だと言っているときではないわけでありまして。遠からず上京もして選出の国会議員 まずは今、官僚といいますが、国交省も農水省もどこの役所もそうですけれども、我々にもものを言ってもらっても全く機能もしませんし、お答えすることはできませんと言っています。これはもう政治主導だそうですから、政治家からきちんと言ってもらわないとだめだと。ですので、具体的な行動は近々起こしていきますけれども、非常にわけのわからない部分があり

すぎて対応に苦慮しているというのが現実であります。

松原良道君 31ページの新型インフルエンザの事業についてちょっとお伺いします。市長の所信表明の中でもありましたけれども、例えば市の単独の助成事業1,550万円くらいあります。そういった助成を受ける手続きというのは、どういうことでやっていられたのか。その辺をちょっとお聞かせください。

福祉保健部長 31ページの新型インフルエンザですけれども、新型インフルエンザのワクチンの接種が1回につき1,500円ということです。接種につきましては1回の人もありますし2回の人もありますので、1,500円の補助になる場合もありますし、2回分でもって3,000円の補助という人もいますけれども。一応私どもの方では市の窓口に来て申請をしていただきたいということで周知をしているところであります。

松原良道君 通常のインフルエンザの助成金ですと該当する皆さんはもう、医療機関に行って接種を受けて、窓口で半額なら半額を引いてやっているのです。なぜこの新型インフルエンザはそういう対応ができないのか。皆さんそういうことを単純に考えません。いつも市長を始め皆さんは、市民のために、市民のためにと言っているのだけれども、せっかく例えば1,500円の助成をもらえる人間が、何でわざわざ窓口まで行って、例えば車に乗れなければタクシー、子どもだったら親が行く。そういうむだな手間をさせて補助金を出す必要が何であるのですか。ちゃんと通常のインフルエンザみたいに医療機関でその分を引いてやればいいではないですか。1回も2回もとそういうふうな言い訳をしましたけれども、何でそういう優しさができないのか。

本当にそんなことを考えられない職員なんて考えられませんよ、私に言わせれば。何で通常のインフルエンザどおりできないのですか。医療機関の医師がそういう苦情を言っているのですよ。なぜこんなことを市長はできないのだと。市長、もう1回職員のあり方、考え方、担当部長のあり方、考え方、反省点、もう1回。勘弁なりませんよ、そんなのは。

(「ちょっと待ってください。できなかった理由だけ先に担当が言います」の声あり)

市民生活部長 市役所の窓口というようなお話を申し上げましたけれども、私どももこの接種の補助金の交付の方法、それから集団接種ができるのかできないのかということまで含めて、医師会の方と十分に話し合いをするような準備は持っていたわけです。けれども、スケジュール、インフルエンザの接種のスケジュール、それから接種回数、そういったものの決定が非常に遅れたということで、その間も市民の皆さん方からいろいろ私どもの方に電話等がございました。

そういった関係がございまして、できるだけ早く市民の皆様方に周知をすべきだということで、医師会の皆様方と十分にその辺の補助金交付の方法といいますか、診療所で1,500円を引いてということと、それから窓口に来ていただく方法ということで、十分な話し合いをする時間がなかったということがひとつの大きな要因であります。

もう1点は費用面の話ですが、そういった方法でやりますと医者の方に1件当たり300円の事務手数料が必要であるということがございます。今回市単の分が全部そういった方法

でやりますと、費用的には大体300万円くらいの費用がまたかかってくるというようなこともございました。そういったことも含めて今回の市単の分については、市役所の窓口へということで私どもはやりました。大変申し訳ありませんでした。

市長 今いろいろ説明を申し上げましたけれども、医師会というかお医者さんがそうおっしゃっているそうではありますが、具体名を挙げていただきたい。私どもも医師会からいろいろな話が来るのです。あの先生はこう言う、この先生はこう言う。それではやはり統制がとれませんし、例えばこの先生の言うことを聞くとこっちの先生にも影響が出るということは出るので。接種の範囲が例えば六小。六小の子どもたちは大体ここへ行っている。例えば別の先生の言うことを聞いてあれこれやりますとその部分がそっくりいなくなるとか。いろいろな問題があって、決して議員がおっしゃったように全然考えないでとかそういうことではなくて、非常に医療的な難しい部分を考慮して、そして一日も早く皆さんからワクチンが来たら接種していただく。そういうことの周知をするためにこういうかたちをとったわけでありまして、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。

決しておっしゃるようにのんびんだらりんとかただやればよいということをやっているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

松原良道君 五日町の坂内医院さんです。（「はい、わかりました」の声あり）名前を言えば今度是对応をちゃんとしてくださいよ。だけれども、300万円かかるとか 今答えましたよね。我々は市民のために、どれだけ市民が喜んでもらえるかというものであって、それは無造作に金がかかっていいなどと言いません。だけれども、せっかくそういう補助制度を市が単独するのであれば、300万円かかってもしそういうふうにしてもらった方が評価は得るのです。実際該当になった皆さんからみればありがたいのです。

それを行けなどと言えば、それは金額的には300万円かかるかわかりませんが、行くということになると車のない人間はタクシーか何かでしょう。例えば1,300円、1,500円使って行かれるわけじゃないではないですか。そういう発想で、ただただ私はいかななものかなと言っているのです。300万円余計でも私は文句など出ないと思えます。そのために市民の大多数の該当する皆さんが喜ぶのであれば、ここの皆さんで300万円余計にかかってもそんなものするななどと言う人はいないと思えます。（「いない」の声あり）いないでしょう。ほら、今いないと言った。

そういうことですのできちんと考えていただいて、それは財政的なことも行政としては大変です。考えなければならぬことですけれども、あくまでも市民のために皆さんが何ができるといいますから、ぜひひとつその辺はまたいろいろな機会に検討していただきたい。この程度のことを今、市長は、いろいろな医療機関、医者と対応というのはわかりますよ。医者というのは特別な世界の人ですから、我々とは意見が違うのはわかりますけれども、要は市民のためにどれだけやれるかということですから。

その辺をきちんと考えてやはり医者を説得してでもやるくらいの、市はこういう方針ですということでもやってもらわなければ、せっかく金をかけても評価が得られないということは

皆さんにとっても張り合いがないことですし、せっかくだいいことをしているのに我々もそういうことを言われるのは嫌なのです。市はいい対応をしてくれて助かったと、こういう声を聞けば、今日は全く怒らないで褒めて質問しようと思ったのですが、そうではないから言ったのです。

市長 お金がどうこうということはまあ付け足しでありましたけれども、主たる原因はそういうことです。そしてでは例えば申請にタクシーを使わなければ来られない、暇がなくて来られない、そういう方がいらしたらどうぞ市の方にご連絡ください。こちらの方できちんとやりますから。それで十分そういうふうに伝えてください。

関 昭夫君 同じページの同じ項でございますが、所信表明の中に小学校6年生まで単独費の分で助成をすると。これは多分2回接種だからという意味合いだと思うのですが。私の記憶違いでなければですが、12歳以下あるいは13歳未満という話だと思います。当然中学1年生もその年齢でいくと、それに該当する要は2回接種でなければならない子どもたちがいると思うのです。費用負担等考えるとすれば13歳未満のところで考えていただけるものかなというふうに思うのですが、これで小学校6年生までだよと決定であれば、これはこれで市の方針ですからだと思いますが。本来の趣旨でいけば2回接種の負担軽減という部分だというふうに思っているのですがいかがでしょうか。

福祉保健部長 今ほどの件ですけれども、国の方の指導だと13歳未満というような話だと思います。13歳未満ですと中学校1年生でする方としない方ということでいらっしゃいますが、中学校1年生の中で新型インフルのワクチンが補助を受けてできるのと、それから全くそういったものがないというものは非常に不公平ですので、私どもの方で小学校6年生までということでもって設定をしたというのが実情であります。

関 昭夫君 不公平という話とは違うと思うのですが、要は費用負担として2回接種をしなければいけない子と1回接種で間に合う子と、中学1年生の中に入るわけですから。その2回接種の費用負担を軽減するという意味ではないのでしょうか。そうではなくてあくまでも小学生の分を、ということであればそれはそれで今の答弁でわからなくはないのですが、ただ費用負担的に中学1年生の場合は、2回接種の子と1回接種で済む子といるわけですから。そこをどういうふうにお考えなのかなということですが。

福祉保健部長 13歳未満ということですが、13歳未満については2回接種ということで国の方で一応の方針といたしますが、そういったものが示されております。要は中学校、私どもの方では小学校6年生までとしていますので、小学校6年生まではすべて2回ということですので、そういった面での不公平というかそういったものは生じないわけですが。けれども、中学校1年生までということにすると、ご指摘のような多分、不公平といたしますがそういったものが生じるような感じがしますので・・・

それと県の補助が新しくできました。創設されたということではありますが、2回目の接種の10パーセント相当額ということでもって新潟県が補助するという格好になりましたけれども、それが小学校6年生までというのがございましたので、新潟県の制度と私どもは合わ

せたという部分もあります。以上でございます。

佐藤 剛君 新型インフルエンザでありますので、ではそこから3点お聞きいたします。31ページの新型インフルに関連いたしまして、このところの構成内容はわかりました。これから小学校等ワクチンが広がっていくわけなのですが、例えば国保未納がありまして資格証での対応の方もあると思うのです。一部報道によりますとそういう方々にも自治体によりましては配慮して受けやすいようなかたちにするところもありますけれども、資格証による方々の市の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目でありますけれども、41ページ。最下段に塩沢中学校太陽光発電設置工事というのがあります。これは17ページの歳入のところを受けての歳出だと思っておりますが、17ページを見ますと塩沢中の他に五十沢小学校の太陽光発電事業交付金もあるわけなのです。見落としているかもしれませんが、五十沢小の部分が見当たらないのですけれども。他のところに含まれているのかもしれませんが、そこら辺を補足の説明をお願いしたいと思います。

もう1点ですけれども、ちょっと39ページに戻りますが一番上の欄で防災一般経費。ここでL G W A Nシステム保守管理業務委託料というのがあります。これは下に書いてあります無線設備設置工事費にかかわるL A Nの委託料だと思っております。これも歳入の方、19ページの歳入を受けての無線設備設置ですけれども、説明によりますとJアラートということであります。そこら辺の、素人なものですから、Jアラートというのはどういう内容なのかというところをちょっとお聞かせいただきたい。

そしてその上のL G W A Nシステム保守管理業務委託料というのがありますけれども、これは多分、L G W A Nですから総合行政システムの保守管理委託料だと思っております。この表示ですけれども、他の総務費の電算費の中にも総合行政システム事業費の中に総合行政システム保守業務委託料とありますし、そしてその同じ電算費の中で内部情報システムの関係ではL G W A Nシステム保守管理業務委託料とあるのです。これは表示が違うだけで同じなのかどうか。私どもが審査するについて表示が違うとなかなか考えづらいというところもありますので、同じのであれば統一していただきたいし、違うのであれば説明をお願いしたいと思います。

市民生活部長 1点目の資格証の関係ですが、今回の新型インフルに関係する受診の場合については、資格証については被保険者証とみなして取り扱うということですから全員同じ扱い。ただ、年齢の確認だけはどうしてもさせていただきたいわけですので、証明する資格証なり保険証を持ってきてもらう。扱いは同じです。

総務部長 39ページの部分でございますが、Jアラートと申しますのは、自治体通信機構 東京にあるわけですが それを使いまして今ですと東京消防庁から衛星に通じます。今三つの庁舎の上にかいパラボラアンテナだと思っておりますが、そこに東京消防庁から例えば地震、津波、国民保護の関係で何かあったときには、無線系で衛星系で役所まで来ます。その役所まできたのを受信機を整備させていただくのが、その2段目の無線設備設置工事です。ですので、情報をいただくとその受信機までは入ってくるということになります。

その無線機の設備のコントロールといいますが、それをしているものがL GWANと言われるものであります。私どもははっきり申し上げて聞き及んだ部分でございますので、うまく説明ができるかどうかわかりませんが、L GWANというのはローカルガバメントですので、要は全国の市町村あるいは県、それから国の関係を結んでいる専用回線だというふうにお考えをいただければいいと思います。

ですので私どものところから例えばインターネットで佐藤議員のところにもメールを送るときは、私どもはL GWANですので、L GWANから上がったときにいわゆるL GWANの国、市町村の方に行くのか、あるいは一般インターネットで佐藤さんの例えばNEとかそちらに行くのかというのを振り分けるのだそうでございます。ですので市町村間、大きく言えば市町村間の専用回線だというふうに思ってください。

それがその受信機のところにも専用回線で来まして、例えば今の地震についてはこうだとかという言葉が発生させるといいますが、その部分を無線系に来たものとあわせてL GWANで情報を流すのだそうでございます。詳しくはなかなかおわかりになりますまいが。

ということでございまして、やり方としてそのL GWANをすぐ同報系に結んでというやり方もありますが、同報系ということではなくてその情報を役所できちんと受けて、それを次に市長が判断をしまして、これはこの後、整備をさせていただき緊急告知ラジオですとかご決定をいただいておりますが、そういう部分に流すとかというのはそこで判断をさせていただいて、住民の皆さんに報告をするというような概略でございます。わかっていただけないかもしれませんが、よろしくお願いたします。

総務課長 予算項目が別計上になっているのは、今ちょっとお話がありましたL GWANについては防災専用でなくて元々行政間の無線として設置していますので、それで2階に上げておたわけですが、今回のこの防災費に上がっているL GWANシステムについては、これはあくまでもJアラートのためにL GWANを一部システム改修をしたり、そこにかかる管理部分ということで今回ここに上がっております。

教育次長 それでは41ページの塩沢中学校太陽光発電設置工事費について若干説明させていただきます。この内容といたしましては太陽光と風力エネルギーを利用した街灯を塩沢中学校に2基、それから五十沢小学校に2基設置したいというふうな内容になっております。それぞれスクールニューディール事業ということ、あわせて臨時交付金ということで、公立の国の補助金が得られるということで、この際、エコカーの推進、それから教育面におきましてそれぞれ小学校に1校、中学校1校ということで設置する計画予定であります。

五十沢地区につきましては現在五十沢小学校の統合小学校の改築事業をやっておりますので、その中に一体として取り組んだということの中に含まれておりまして、金額的には塩沢中学校と同じように2基で903万円というような事業になっております。

佐藤 剛君 インフルの関係と今の太陽光の関係は、では五十沢小のあの中に含まれているということでわかりました。

L GWANの関係だけですけれども、おおむねその内容もわかりましたし、そしてまたそ

の別項目で保守業務の委託料をあげたというのも、それも理解できるのです。けれども、同じ予算書の中に総合行政システム業務委託料という日本語表示のものと、L G W A N システム業務管理委託料とあるのですが、これはでは違うわけですかね。電算費の中にも2種類出てくるのですけれども。表示の問題だけなのですが。

総務課長 L G W A N と表記のあるのは、いわゆるその通信回線を使って例えばうちが今メール等、後で見てもらえばわかりますが l g . j p で終わっています。そういったいわゆる公共団体間の通信も含めて、例えば厚生省で会議があったりするとそれを衛星回線を使ってこちらでも受信して、その会議を見たりできるという部分です。ですので、その総合行政システムとは違う・・・総合行政システムとはまた違います。

議 長 昼食のため休憩します。午後の開会は1時10分といたします。

(午前12時00分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

議 長 質疑を続行いたします。

関 常幸君 3点お願いしたいと思います。21ページ目でありますけれども、このところについては最初に職員の皆さんに感謝申し上げます。財政多難の折、職員用駐車場利用協力金のことにつきましては、協力金で1カ月500円というようなかたちでありました。一般の会社であれば、自分の会社へ行って駐車場がなければ借りて駐車料金を払って仕事に行くというのが一般的であります。こういう市民感覚の中で行われてきたということについては、本当にありがたいと思っております。

このことについても職員組合と相当議論があったと思っておりますけれども、その範囲の中で協力金でありますので、本庁舎だけでなくすべての分野にもあるのかなと思っておりますけれども、そこらあたりの組合との経過等を範囲の中で教えてもらえれば、本当にこのことについては私は感謝申し上げたいと思います。

それから31ページのラジオ放送委託料9万5,000円でありますけれども、これはFMゆきぐにへの委託料なのかなと思っているのですが。今、市としてもFMゆきぐにを使っての相当いろいろ告知をしているわけであります。総合的にやはり全体の中でこの9万5,000円、衛生費でありますのでこれは自殺予防に対してありますけれども、わざわざここで出さなくてもFMゆきぐにとの交渉の中でやれるのではないかなというふうなことがありますので、そこらあたりのことについて質問いたします。内容についてです。

それから35ページであります、8款の土木費の除雪車購入費。これは執行残で2,416万円、執行残だというようなことではあります。先般行政の区長会議で雪道計画等々がされて冬の体制については万全な体制でありました。今の除雪体系につきましては市としてはもう万全な体制で、どんなに大雪が降ってももう大丈夫だというようなかたちでされてきております。これが今、温暖化の中で雪が相当降らなくなっている。その中で大雪を想定しての除雪機を相当、市も業者の皆さんも備えてきているわけありますので、そういうふ

うなものを見越しての執行残にしているのかどうなのか、ということで質問させていただきます。3点お願いします。

総務部長 一番最初の駐車場の部分でございますが、前々からこういった話はございまして、他の市町村の状況も勘案をした中ではやはり駐車協力金としていただこうということで決定がされまして、この7月1日に訓令を定めさせていただいたという状況であります。

お話の中にありましたように、この後いくつかの補正予算が出てきますが、ここに記載されているのは一般会計の部分ということで、各事業会計でもその部分の補正が出てくるということでございます。原則通勤が2キロメートル以上の職員であってということになっておりますし、県費職員あるいは臨時職員の皆様からは協力をいただかないという意味で決めさせていただいております。以上でございます。(「組合の方は」の声あり)

失礼しました。組合の方にもきちんとお話をしまして、状況下異論がないということでご決定をいただいたものだということでございます。

福祉保健部長 31ページであります。自殺予防のラジオ放送の件でございますが、指摘のとおりでございます。この自殺予防の事業費31万6,000円でございますけれども、平成23年度までの国の方の100パーセント補助事業というような事業内容になっております。報償費それから旅費それから印刷製本費というような格好で一応予算をふったというようなところでございます。

今年度21年度につきましては国の方からのこの31万6,000円の決定が、11月中に入ってしまったというようなことです。その時期が遅れたということで、21年度の事業につきましてはPR関係を中心にやっていきたいというようなことで、それぞれ印刷製本費23万7,000円、それからラジオ放送の委託ということでもって9万5,000円というような費用をもったというところでございます。

FMゆきぐにの全体の中でというようなお話ですが、21年度事業につきましてはこういったことで100パーセントの補助事業ですので、それを執行せざるを得ないというようなことでFMゆきぐにさんの方と私どもの方でもって相談をしてきたというような状況になっております。以上でございます。

建設部長 それでは35ページの除雪機械のことでございますけれども、議員おっしゃるとおりこれは今年2台大型ロータリーを買いまして、その執行残で減額するというところでございます。除雪につきましては市の除雪体制というのは、今、貸与及び委託を含めて124台ほどロータリー、ドーザーがありますが、その中で市の貸与分というのが44台でございます。残りについては委託という状況でございます。

そうした中で私どもも除雪機械につきましては、貸与機械については雪寒指定をした路線につきましては、補助対象で増強なり更新なりできるという状況でございます。特にその雪寒路線でないところについては、当然国庫補助は入れられないということでございます。そうした中で今現在私どもの機械除雪をやっているのは、市内288キロでございます。その中で雪寒というのは90何キロですか、そういうことでございますので、その差額部分について

は市の単独による機械を使用したり、業者の皆さんからの貸与、委託ということで対応させていただいています。

そういうことで市の大雪につきましても今、万全体制でやっておりますけれども、相当数な大雪になれば当然1種、2種の除雪路線を決めておりますので、余り交通の少ないところについては例えば昼間の除雪になってしまうとか、そういう体制が出てくると思いますが。今のところこの機械の台数でおきまして、特に今現在では支障ないようになっているというふうに考えておりますが、よろしくをお願いします。

市長 2点ほど。本当は私が補足するのではなくて私の答弁を部長が補足しなければならぬのですけれども。どうも質問に対する答弁がちょっとおかしいので私が答えませんが、FMゆきぐんについてはこれはいろいろのことをやっておりますけれども、非常にやはりFMさんも行政に対して協力していただいているのです。ですので、例えば9万5,000円といえどもこれもまた新たにこの中でやってくれということが、ちょっとやはりこれはできかねる。緊急に入ってきた問題でもありますし、スポンサーの問題もありますし。そういうことで別個にこういうふうに9万5,000円を支出させていただいて、自殺予防の周知徹底を図るということであります。

それから除雪車のここに余った2,400万円というのは、これはいわゆる機械の購入の際の確か請負差額だと思うのです。ですから機械は購入しているのです。していますけれども競争原理が働いた結果だと・・・そうでしょう、それを言ってくれないと。そういうことでありますので、その点再質問なされないようにしてください。

関 常幸君 再質問ではなくて、私やはり基本的なところを再度問いたいのですけれども、これは最初の21ページの協力金についてはやはり市民感覚が非常に私は大切だなと。それがやはり求められているのでということで、感謝申し上げたわけでありまして。常にそういうことを忘れないと思えますし、大部分の市町村でやられているということでありますので、私はちょっと遅かったのかなというのは感じましたが。ぜひ、そういう感覚を常に持って、またそういうことで執行部からも話しかけてもらいたいというふうなかたちでありますのでお願いします。そういう中でありまして。

それから今のFMゆきぐんについてはわかりましたけれども、私はそこもやはり補助事業だからこれを取り上げてやるというのは確かにそのようにしなくてはならないし、また今の市長の話のとおりだと思います。いろいろな便宜を図ってもらっておりますけれども、でもやはり精査をしていくというのは、常に忘れてはならないのだろうなというようなのが、これがぽんと出てきた中でそう感じましたので、ぜひ、その点をお願いします。

それから今の除雪については確かにそうだと思いますが、私はここで問いたいのは今は本当に小雪になってきているわけでありまして、今の体制を維持していくというのは非常に市も業者の皆さんも大変な状況だと思うのです。例えば今、私どもは便利を享受してきて、本当に素晴らしい生活をしてきております。そういうふうなのをこの中で、だから温暖化になって前向きにそういうふうな結果となって削減したのであれば、私はすごい取り組みだな

というふうにしたわけではありますが、大雪をいつも想定してやるということになれば、どこの行政でもそれはお金さえあればできるわけでもあります。私はやはり例えばこういう温暖化になって小雪の年であるから、今の計画の中も市民がやるべきことも、これはどうしてもやってもらいたい、というふうなことも私は投げかける時期が来たのではないかなという意味で、この減に聞いたのですけれども、この結果はそうではないということでありましたので、そのところをちょっとお願いしたいと思います。

市長 この温暖化に対応した除雪体制というのは、とてもまだ今組める状況ではない。本当に定着してもう間違いのないということであればやりますけれども、まだなかなかわからない。18年のようなこともありますし。なおかつまたこれから道路整備等によって歩道の除雪が増加する傾向であります。先般も建設部の方から伺いが上がってきたのですけれども、それに対応するためには除雪車の購入を前倒し、あるいは今部長が言いましたように雪寒路線に指定になっていない部分については、これは単費の購入になりますので、その辺も総合計画上見直しをせざるを得ないかというような状況も生まれております。

ただ、議員のおっしゃったようにそういうことが本当に定着をすると、したということであれば、当然ですけれども大幅な削減も可能でありますので、それはそう対応しようと思えますけれども、今はまだそこまで踏み切る勇気がございません。

岡村雅夫君 41ページの教育費についてお伺いいたします。教員用電算システム導入委託料、それから教職員パソコン周辺機器購入費ということで、かなりの減額がされておりますが、これに至った理由をいま一度お聞きしたいのですが。

それから関連しますが、このシステムによって要するにこの導入をしなければならぬことが私わからなかったものですが、こういった形態のシステムを入れたのか。あるいはまたもう1点ですが、それによって教員の事務がかなり省けてきているのかどうか。その辺をひとつお聞きしたいのです。

なぜかと申しますと、今は機密とか個人情報の保護というようなことで、こういうパソコンを支給というようなかたちになっていると思うのですけれども、今、これを取り入れられる前でも非常に教務室が明るいのです。夜遅くまで。大体9時から10時までこうこうと明るいというような例を見させていただいておまして、そういった改善ができるため、あるいはできたのか。そういうあたりをひとつお聞きしたいのです。非常に事務が多くなってきているという話も聞いているのですけれども、その辺ひとつお聞きいたします。

総務部長 先ほどちょっとお話を申し上げましたが、小学校、中学校の教職員用のパソコンの導入を図るということで予算を組んでおったわけですが、その入札の執行残が出たということでございまして、それを今回他の事業に振り替える。それが先ほど言いましたが経済対策の臨時交付金の事業でありますので、お返しするということではなくて振り替えて例えば赤石の小学校の修繕に回そうということであります。入札の執行残をここで減にするというものでございます。以上です。

教育次長 この教員用パソコンでありますけれども、これは全教員に一人一台のパソコン

ンを配備するというそういう事業であります。それで今現在教員の場合は全部個人持ちのパソコンでやっているわけですが、情報の管理といった面が1点ありまして、そういった面の配備。それからもう1点は今ほど議員さんが言われましたように事務の効率化といえますか、このパソコンに合わせまして校務用ソフトという教師用のソフトがありますので、そういったソフトを入れた中で教員の事務を効率化していこうと、そういうふうなねらいがあります。

ただ、まだ今年、今現在配備しまして入った段階でありますので、まだ実際動かしてありません。まだこれから出るわけですが、この校務用ソフトにつきましても今まで先生方は、各先生方の考え方でもってソフトをいろいろ入れてあるわけです。それを統一化するというふうなことになりますので、最初の頃はやはりちょっと戸惑う部分もあるかと思えます。けれども、最終的にはかなり効率化されるのではないかなと、そういうふうに思っています。

岡村雅夫君 前段については了解しました。後段についてですが、パソコンは個人持ちだったから今度、支給だと。それで事務の効率化もある。そういったソフトもというような話ですが。一番の問題は、私は家庭に持ち帰っての仕事というのが、多分多かったと思うのです。持ち帰られない人が遅くまで仕事をしているのか。その辺の見極めをきちんとしていないと、今度は皆して残ってやらなければならないというようなことになるのか、その辺をひとつ。要するに持ち帰りできないということは、自分クラスの情報なり何なりが全然持ち帰られないということになりますから、その辺はどういうことになっているのか。今現在の実態からしてどうなのかというのを私はお聞きしたいのですが。

教育次長 今ほどの問題がパソコンを整備した場合一番問題になるわけですし、確かに今現在先生方はそういったことで家に帰って仕事をしているという部分がかかなりあるわけです。そういった面におきまして、では公で整備したから当然パソコンなど持ち帰りはできないわけですが、そういったときにはそういったディスクというのですか、リムーバブルディスク。保存用のあれがあるわけですが、それさえも落とすとかそういった問題があります。基本的にはそういったかたちでなくて、もう一つサーバーというのを設けまして ちょっと今名前を探そうと思ったのですが、そういった一つサーバーを借りておきまして、そこに自分で例えば学校からそのサーバーの方に一応入力しておく。それを家庭に帰ってからそのサーバーの方にアクセスしてやると、そういったシステムを使いまして、なるべく持って帰るような伝達器具というのですか、言ってみれば昔でいえばフロッピーですが、そういったものはなるべく使わないようにしよう。そういうふうな考え方でいるわけですが、中にはインターネットにつながないでいる先生方も、単身赴任で来られた方はそういった方もありますので、全く使わないというふうなことはできませんけれども、フロッピーとかそういったものについては必要最小限というかたちで絞っていきなと、そういうふうなことであります。

岡村雅夫君 私は意図するところは、原因を除去していかないと、ではサーバーを使っ

てインターネットで持ち帰って要するに家で仕事をすればいいという。そういった戦法ではなくて、なぜ事務量が多いのかというあたりを担当ではきちんとつかまないと。あるいは能力開発なりができていないのか、できないのか。それによって事務屋を増やさなければならぬとか、そういう話でないと思分この解決はできないと思うのです。これだけの何とか事業でこれだけの設備をしても、実際内容が今までと変わっていないということではないかなというふうに思いますが。

私が知らないものがこういう言い方をして申し訳ないのですが、異常な状態ですよ。教室がこうこうと10時頃まで明るくて。その実態というのはどういうふうになっているか。先ほど答弁ありませんので。そういうのを改善していくにはどうするかということが、では短期間でやれる方法なのですよという話が、このソフトの中にあるのかどうか。では日常的にはどういう打ち込みをしておく職員がいなくてうまく機能しないのだとかというあたりを、やはり詰める必要があるのではないかなというふうに私は思いますがいかがでしょうか。

教育長 一言で言ってしまうと、教職員の人数の割に仕事が多いということであり、この仕事が多いという部分につきましては、表向きは例えば国、県あるいは市教委から学校に対していろいろな調査があるからというふうなことが表向きは言われますが、一番大きい理由としては保護者対応に極めて時間がかかるということでもあります。

当然のことながら授業の時間中、あるいは正規の勤務時間中にはそういう相談とかはやっていられません。授業が優先であります。授業が終わった後部活ですとかいろいろな活動があります。それが終わってからいろいろな困り感を持って抱えている保護者との相談をやり、一人当たりの相談時間が10分や20分では終わりません。1時間、場合によっては2時間とかかります。ですからどうしても夜遅くなってしまう。こういう実態があります。

ただ、これはすべての学校で同じように抱えているということでもありませんので、これが一番すべての原因だと私の方で申し上げるわけにはまいりませんが、とにかくそういったことが一番教職員が遅くまで残ってしまう理由として一つあるというふうには申し上げられると思います。

これはパソコンを配備したから、あるいはシステムを導入したからといって解決できる問題ではありません。では、その相談の部分でも他の人が代行できるかといいますと、これもなかなかそうはいかないというところがあります。ですので、今私どもも何ていいますか、その相談の機会、窓口、そういったものを工夫することによって教職員の負担を何とか解消したいということで、いろいろ研究はしておりますが、決め手はございません。

ただ、今回つくづく思ったのは、以前から福祉保健部との連携の中でそういう相談にあたるようにしてまいりましたが、ようやく今やり方として方向が見えてきたかなと、こんなふうな段階であります。

それから教職員も私どもと同じようなことが言えまして、パソコンに極めて堪能な方もおられれば比較的苦手な人もおられます。堪能な方が作ったシステムというのは苦手な人は使

えません。そういったことが今まで教職員の中で異動があった際に、なかなか引継ぎ・・・何ていいますか、子どもたちに関することや何かは当然引き継ぐわけではありますが、作ったものといえますか、整理した情報といえますか、そういったものがなかなかスムーズに伝わらない。今回一人一台学校にパソコンを配備して、サーバーを設置して、同じシステムを使って事務処理をするということで、その引継ぎもスムーズになるのではないかと、これは期待ではありますがそんなふうに思っております。

それからこの一人一台の場合、どうしても一番大きなねらいは情報の保持であります。最近は何も聞かなくなりましたが、一時期、自宅に帰る途中スーパーの駐車場に止めておいたわずかな時間にかばんが盗まれた。そのかばんの中にパソコンが入っていて子どもたちに関する個人情報はどうなったかわからないというふうなことが頻発しておりましたので、これを防ごうというのが一番大きな目的であります。今、申し上げたようなシステムを共通化することによって、事務の効率化にも役立てたいということでこの教職員用電算システムを導入しようと、こういうことあります。以上であります。

中沢俊一君 22ページ、財産管理費について伺います。民間企業から無償で土地建物が寄附されると。世も大分変わったなというふうに感じたわけではありますが、舌鋒鈍く質疑をさせていただきます。

先ほど3,000平米の土地を含むという執行部からの聴取もさせていただきましたけれども、ここに至るまでの経緯、あるいはまたどういうことを判断基準にしてこれをお受けすることにしたか。市にとってみれば、例えば財政的に見れば収入の部分、あるいはまた負担の部分が出てくるわけでございますけれども、それをまずひとつ聞かせてください。

総務部長 話としてはアルプス電気さんの方から、うちの方にお話があったわけでありまして、ずっと使っていなかったことは議員もご存じだろうと思います。たまたま、例えば発掘をした資料を今あちらこちらにばらばらに保存しておりますが、そういうものがその一箇所で集中ができる。あるいは道端に面したいいい場所がございますので、企業さんとする固定資産税は払わなくなるわけですが、その部分をいただいておいた方が得策だろうということではなくてというふうなかたちにしたものでございます。

面積的には3,154平方メートルくらいでございますし、工場の建物につきましては888平方メートルというふうなことでございます。したがって、ここは今のところ使っておりませんので、電気の部分だけこれから私どもが 今はまだアルプスさんが支払っていらっしゃいますが その部分についての電気料を予算措置をさせていただきたいという補正でございます。以上です。

中沢俊一君 一時期はとても想定できなかったこういうことも出てくるわけですが。ただ、今言われたように市にしてみれば固定資産税が入ってこない。あるいはまた維持管理補修費が出てくる。その利用もできないということになれば、また解体費までみなければならぬと。やはりこれからも同様な案件が出てきた場合には、慎重な部分も必要だと思っております。当然不動産業者さんの助言なども増えていると思っておりますが、これからのそ

う取り組みについてもう1回聞かせてください。

総務部長 寄附採納と申しますのは、寄附としていただくという意思表示がございまして、それを市長が受納する、お受けするという事で成立するわけでございます。これが全部何でもかんでも寄附をするからもらってくれと、わかりましたということにはなりません。したがって市としてそれが適当であるかどうかの判断をして、受納するものだというふうに思っております。以上でございます。

中沢一博君 簡潔にさせていただきたいと思っておりますけれども、27ページの福祉タクシー利用券の件と、ちょっとあともう1点を聞かせていただきます。

今、福祉タクシー券というのは500円が30枚つづりになって、透析の方は別でございますけれども、そういう状況になっているかと思っております。1回につき2,500円までかかっていますけれども、その根拠というものをお聞かせさせていただきたいと思っています。

それともう1点は今年選挙が二つございました。衆議院選、また私どもの市議会選とありましたが、障害者の皆さんは福祉タクシーを使って投票されるという方も見受けられています。その件に関しましてどのように行政としては思っているか、お聞かせいただきたいと思っております。

もう1点が次の29ページの子育て応援特別手当の交付事業についてでございます。全国ではこの執行停止によりまして、131億円の簡単にいえばむだが生じてしまったと言っても過言ではないわけでありまして、当市はそれが、先ほどありましたがお幾らであったかということ。それで臨時雇用をされたかと思っておりますけれども、それに関して解雇になったかと思っておりますが、その方たちはどうされたのかお聞かせいただきたいと思っております。

総務部長 2点目の障害をお持ちの方が、選挙におみえになるときにタクシーを使うけれどもどうかというお話でございますが、それはタクシー券があればお使いをいただくことは可能だと思いますし、それはまたそれでいいのだろうと思っております。

ただ、私ども選挙を執行する立場といたしましては、投票場にスロープをつけるとか、あるいは車いすの手配をするとかという部分で、対処させていただいているという部分でございます。

それからもう1点の子育て応援の部分であります。先ほど申し上げましたように5万6,000円が執行済みでございますので、その部分については当予算から落としてございません。

それから臨時をお願いしましたが、その部分については振り替えて他の部署でやっていらっしゃると思いますので、影響はないということになるかと思っております。以上でございます。

福祉課長 福祉タクシーの件でお答えいたします。タクシー券につきましては500円の券が30枚つづりで1冊ということで、通常の方は1冊支給。あと人工透析等という重度の方、頻度の高い方については2冊ということで対応させていただいております。1回の使用料でございますが、一昨年までは1回につき3枚ということで、1,500円までタクシー券を利用させていただいてその後オーバーした部分は自己負担ということでした。どうも聞い

てみますと、例えば病院に通うにしても1,500円では間に合わないという地域があるということです。特に山間部分といいますかそういった部分で不都合だというふうな声がありましたので、一昨年その以降は5枚まで1回に使えるというふうなことで、2枚ほど緩和したという経過がございます。

この利用の考え方でございますが、あくまでも障害者の方の社会参加を促進したいというふうなことで、近隣への買物だとか、先ほど言いました病院の通院だとかというふうなことで考えております。先ほどの選挙にタクシー券を用するというふうなことも有効な方法だったというふうに思っております。

そういったことで5枚につきましては1回緩和をして今の制度でやっているというふうなことで、また利用の状況、声などをいろいろ確かめながらその先を考えてまいりたいというふうに思っております。

中沢一博君　タクシー券の方ですけれども、社会参加ということで一度に使ってしまうとなかなか触れ合う機会がないということで、そういう2,500円というかたちになっているかと思うのです。今、課長からも話があったように、やはり地域的には1回2,500円では足りない地域がかなりあるわけでございます。ちょっとその部分はもう少し検討すべきではないのかなと。例えばもう与えられたわけですから、それに関しては自分が責任を持ってやるわけですから、多少それくらいの猶予はこの地域差を考えたときにもう少し緩和されてもいいのではないかなというふうに私は思っております。

それとやはりこの政治の参政権に関しましては、選挙に関してはやはり大事なことで、必死な思いで自分の券を使ってそして行っているわけですけれども。ある方に言わせると正直言ってつらいと。今度、病院に行くときなかなかそれから減らさなければならぬという。細かいことですが、本当は一番参政するということは素晴らしい一番のことですから、誇りを持たなければいけないわけですが、現実的にはやはり財政の面もこの選挙が2回もあると、それもかなり使わなければいけないというそういう部分も出てきているわけでありまして。そういう面に関しても、こういう部分に関しては今後やはり私たち国民の大事な参政権に関して、もうちょっと手を加えるべきではないかなというふうに感じております。

それと次の子育て応援手当5万6,000円だけだったということであればあれですけれども。これに関しましてそんなにあれですからいいですけれども。私はこれに関しては一般質問でばんばんとやりますからこれで止めたいと思っております。

議　　長　　答弁はいいですか。

(「答弁は先ほどのタクシー券をお願いします」の声あり)

福祉課長　福祉タクシーの利用の状況等についても、いろいろ検討する材料がちょっとみつかっておりますので、あわせて検討させていただきたいと思っております。

腰越　晃君　歳入一般ということで一つだけ質問をさせていただきます。12月の一般会計補正予算ということになりますと、今の市民税収の状況について何らかの補正内容が出

てくるかなと思っていたのですが、今回の補正には載っておりません。今年度については非常に税収減が懸念される中で、前年比7億円マイナス75億円という税収見通しの中で予算が組まれておったわけです。今年度も残り少なくなってきましたが、現在の収納状況と見通し、こうしたものについてお伺いをしたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

市民生活部長 お答えをいたしますが、今ほど議員おっしゃいましたように年度当初の予算編成で、8.6パーセントほどの前年比減額の予算を組んで取り組んできたところでありましたが、10月末現在の状況がようやくまとまった状況であります。その段階で申し上げますと、税目自体、6税目なり7税目ありますが、それぞれ出入りの高低というのがありますけれども、一番影響が大きいのはやはり法人の市民税だろうということであります。それで10月末現在の状況ですと、予算書の全体的な当初予算の法人市民税の割合で申し上げますと、達成率としては55.7と。法人市民税の段階であります。

予算的には税全体でどうかと、こういうことでもありますので、現年課税にかかる税全体の予算書に対する収納割合の10月末現在で申し上げますと、予算書の達成率といたしましては63.6パーセントほど税全体では積みあがってまいります。これがちなみに同一の前年対比の率がどうかと、こういうことでもあります。その率で見ますと同じ月での比較で63.7ということで0.1パーセントほど予算書の達成率としては今年度の方が落ちているという状況であります。そう大差はないということではありますが、一番影響が大きいのは法人の市民税であります。

議員ご存じのように5月と9月の決算を控えてそれぞれ11月に申告納付が来るわけですが、その状況が固まった段階で税収の収納状況というのも決まってしまうという状況であります。この予算編成の段階ではまだそこまでの数字が積みあがっていなかったということで予算補正をしなかったのですが、今一番危惧しているところについては、法人市民税が過去に例のないほど大きく税割が落ち込むだろうということです。いずれの段階で税全体の収納率をみななければいけません。減額補正というのをお願いしなければいけないだろうという見方です。以上です。

腰越 晃君 そうしますと法人市民税以外の、あと個人市民税であるとかそういったものについては、大体予算を達成できるという見通しになっていると理解してよろしいわけですね。あと法人税額についてはトータル的にどんなものになるのか。もし、見通せるのであれば数値をお答え願えればありがたいと思いますが。

市民生活部長 他の税目はどうかということですが、個人市民税につきまして非常に昨年秋のショック、経済変動がありまして心配しておったところではありますが、個人市民税については思ったほど落ち込まないでむしろ若干、若干ですが伸びているという状況であります。固定資産税につきましてもほぼ調定額というのも出たわけですから、あとは収納のバランスだけありますので、そう大きく変動しないと思いますが、固定資産税についても当初予定していた額よりは落ち込みが少なかったという状況で、今ほど申し上げましたよ

うに問題は法人税だということでありませう。

見込みがどうだかということで軽々に申し上げられませんが、今の予算規模現額の見込みで申し上げますれば、11月の申告が来ていませんので何とも言えませんが、今の予算額よりは20パーセントくらい補正減額が法人税割だけで見ますれば出るのだろうかという状況であります。

山田 勝君 2点ほどお伺いします。ページ23ページ、先ほどの中沢俊一議員の質問で、民間の方、アルプス電気さんよりの提供というかたちで、現在は登記はまだされていない段階での電気料金ということでよろしいのでしょうか。それとあわせて利用の展望、これからの考えをもう一度ご説明ください。

それともう1点、ページ33ページ。環境のところでは旧焼却施設の解体で環境測定をしてほしいと。地元の要望でということでありましたが、その地元の要望というかその背景には不安があるからということだと思っておりますが、その辺もう少し説明をお願いします。

総務部長 アルプス電気の部分でございますが、先ほどお話し申し上げましたようにこれから受納しますので、まだ登記はしておりません。今月中ほど過ぎになるかということでございます。(「それ以降の電気料ということですね」の声あり)すみません、それ以降の電気料でございます。

市民生活部長 旧ごみ施設解体の環境測定の手数料の関係ですが、当初予定していなかった解体が段々進んできまして、ほぼ中を全部洗浄して入ることができよう状況になったところで、中に入って確認を試みたところ当初想像がつかなかったと見ることができなかった部分で、ピットのところに排水口があることが判明いたしました。それらを地元の人たち関係集落3集落でございますが、その役員の人たちから見ていただきながら、今後の対応について、不安の解消も含めて区の方から要望が出されたということです。集水柵のダイオキシン類の土壌含有検査をしてほしいというような要望が出されたので、当初では想像がつかなかった部分について調査をここでさせていただきたいということになります。以上です。

総務部長 すみません。答弁が遅れましてすみません。利用でございますが、今のところは社会教育関係の文化財の部分の倉庫にしたいという考えであります。一部、国体の資材と見えますか、物も入れてみたいということで考えております。以上です。

山田 勝君 そうしますと今、あちこちその遺跡が、例えば大和で言えばむかしやとか、塩沢であれば牧之記念館とかあちこちそういうものが残っている。そういうものを集めて、とりあえず保管ということなのですね。調査とか分析には至っていないということですね。それから展示館としての活用までは考えていないということなのですね。その辺をちょっともう一度お伺いしたいのと。

それから環境測定。非常に地元の不安を解消する意味で正しいと思います。ただ、図面を見れば明らかに排水ピットってあったわけではないでしょうか。それと、別にそれはやってもらうことでいいのですけれども、将来的に例えば斎場を解体する際も同じようにまた考え

ていかなくてはいけないものだと思うので、その辺どういう・・・全然最初から気がつかなかったのかどうか。その辺を伺いたと思います。

総務部長 議員おっしゃったように、調査が済んでいるかどうかというのは私の所管でちょっとわかりかねますけれども、あちこちにあるものを集めたいという部分があります。ボリュームがどの程度になるかという部分もございませぬけれども、展示のようなかたちが将来できればそれもまた一考かなというふうな、まだまだその程度の段階でございませぬ。以上でございませぬ。

市民生活部長 当初からなぜわからなかったかという部分であります。全部燃やしたその後で全然洗淨しないで特別管理区域というものの指定になるわけですけれども、今まで中になかなか入ることができなかつた。それでそういった中で逐次解体をしてきて、洗淨も済んでほぼ、装備をすれば中に入れるという状況になったときに、地元の皆さんと一緒に入ったというところでありまして、なかなか事前に図面上に付記、明記がなかったということも事実であります。

ですので、私どもも非常に、なぜこんなところに穴がというようなことで驚いてはいますが、いずれにしろ現実としてそこにそういうかたちで残っていましたので、それが他にどの程度の影響があるかということで、地元の方の不安の解消という意味で、改めてここで検査をお願いさせていただきたいということでもあります。

ただ、通常今までもずっと周辺の排水なり地下水の調査というのは継続的にやってきておりまして、その部分についてはほとんど問題がない状態でありますので、他に漏れているという心配はないだろうと思いますが、安全・安心のために再度調査をしていきたいということでもありますのでご理解をお願いしたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第109号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よって第109号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、第110号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めませぬ。

市 長 第110号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正は職員の異

動等に伴う職員給与費の減額と、一般高額療養費及び退職療養給付費が当初見込みより増で推移していることから追加するものであり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ136万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億4,992万5,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。ご説明に入ります前におわびをさせていただきますが、予算書のところにページ番号が抜け落ちておりましたことにつきまして、大変申し訳ありませんでしたがおわびをさせていただきます。(「入っていませんか」の声あり)

議長 事前に案内がそれぞれの議員のところに回っていると思います。どうぞ続けてください。

市民生活部長 それでは説明に入りますが、予算書の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

2歳入のところであります。3款1項3目の特定健康診査等負担金6万2,000円ですが、それぞれ国民健康保険被保険者にかかる特定検診費用の確定に伴いましてここで精算交付を受けるものであります。

それから3款2項2目ですが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金540万円ほどですが、今年度新たに介護従事者の処遇改善のために、新たな交付金としてここで交付をされてきたということで受け入れるものであります。

それからちょっと飛んでいただきまして10款1項1目ですが、保険基盤安定繰入金581万6,000円あります。保険税の軽減相当額及び保険者支援処置としてそれぞれ制度的に交付されてくる財源を一般会計で受け入れて、それを国保会計に繰り出してくるという金額でありまして、ここで補正をお願いしたいということであります。

それから10款1項1目ですが、その他一般会計繰入金といたしまして、減額1,177万4,000円ほどですが、今ほど提案理由にありましたように人件費にかかわる部分、それぞれ人事異動に伴う確定の精算ということでここで調整をさせていただきたいというお願いであります。

それから11款1項1目の療養給付費等の交付金の繰越金1,609万6,000円ですが、前年度繰越金のうち退職者医療にかかる療養給付費等の交付金繰越金として、細分化、予算上の区分化をさせていただいた。これは会計の区分上どうしてもこういう措置が必要でありましたので、繰越金のうち退職者医療にかかる部分についてはここで分けさせていただいたということです。同じく11款1項2目の繰越金同額ですが、それぞれ振り分けにより減額をさせていただきたいという内容であります。

それから12款3項2目の関係、出産資金等の貸付金との関係ですが、ここで減額94万円ほどであります。出産育児一時金につきましては現在42万円が支給をされておりますが、平成21年10月 この10月からであります。医療機関の窓口での現物給付と

ということで制度が改正をされましたので、貸付件数も減ってくるだろうという考え方の中からここで減額補正をするものであります。

歳出に移りますが、12、13ページをご覧いただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費として給料あるいは手当、共済費をそれぞれ記載のように1,120万円ほど減額をするものであります。それぞれ給与改定に伴う補正でありますのでお願いをしたいと思えます。

それから2款1項2目19節であります。退職被保険者等の療養給付費負担金800万円ですが、退職被保険者にかかる療養給付費が当初見込んだ額よりも高額で推移をしているという事実を、実態を反映してここで補正増をお願いしたいということでもあります。

それから2款2項1目の同じく19節であります。一般被保険者の高額療養給付費等の負担金1,100万円ですが、これにつきましても一般被保険者にかかる高額療養費が当初見込みよりも高額で推移をしているということでもありますので、ここで補正をするものであります。それぞれ実績値を基に再度見積りをさせていただいた結果補正であります。高額療養につきましてもなかなか先が読みづらいという部分でありますのでご理解をいただきたいと思えます。

それから6款1項1目介護納付金として一般財源を減額540万円ほどするものであります。歳入予算のところでご説明を申し上げました介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受けてここで財源構成をするものでありますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

それから11款1項3目の償還金の28万4,000円ですが、平成20年度特定健康診査等の補助金が確定をいたしましたので、ここで国への返還金として補正をさせていただきたいという内容であります。

それから11款2項2目の貸付金の減額の94万円ですが、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の導入が始まりましたので、貸付金の減少が見込まれますのでここで減額補正をお願いするものであります。以上で説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 長 採決いたします。第110号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特

別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第110号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、第111号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市 長 第111号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正は介護保険係が7名から6名に減員になったことによる職員給与費の減額。介護認定審査方法の見直しに伴い審査会委員や介護認定関係者への周知、研修等にかかる業務が増加したことによる介護認定審査会職員手当等の増額及び給付実績を考慮して保険給付費の組替えを行うものであります。歳入歳出の予算の総額からそれぞれ376万9,000円を減額いたしまして、それぞれの総額を49億7,390万3,000円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは2号補正について説明を申し上げます。事項別明細の8ページ、9ページをお願いいたします。8ページ、9ページ歳入であります。8款1項であります。一般会計繰入金ということでございますが、人件費の繰入金、それから事務費の繰入金というふうにあります。人件費の繰入金につきましては今ほど市長が説明したとおりであります。4月の人事異動によりまして職員が1名減になったということで、681万7,000円を減額するものでございます。職員1名が減った分としましての金額が556万円ほど。それから人勤分の影響もこの中に入っております。人勤分の影響としまして125万円ほどというような内容になっております。

その下の人件費の繰入金でございますが、認定審査係の方ですけれども、時間外勤務手当の分ということで職員2名分の時間外勤務手当が増えたということで、所要額を補正するものでございます。

それから2節の事務費の繰入金でございますが、認定審査係の臨時職員2名であります。臨時職員2名の時間外勤務手当分ということで金額的には50万円。それから事務費ということで12万4,000円ほどということで補正をお願いするものでございます。

それから9款2項であります。1節の第三者納付金ということでございますが、191万4,000円の増額でありますけれども、これにつきましてはサービス給付費の中で自動車事故が原因ということで認定された分ということで、損害賠償金が決定をしましたのでその分ということで191万4,000円を補正するものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。1款1項であります。総務管理費であります。説明欄の職員給与費であります。職員給与費の総額でもって681万7,000円を減額するという内容につきましては先ほど申し上げました職員が1名減、それから人勤の分ということで給料、職員手当等々必要額を減額するものでございます。

それから3項であります。認定審査会の費用でございますが、ここにつきましては先ほど

説明しましたが職員2名、それから臨時職員2名分の時間外勤務手当ということで、金額的には100万円ということで増額をするものでございます。それから認定審査員4名が新任ということでありましたので、新任の認定審査員の研修費ということで4万4,000円。それから研修用資料等のコピー代といったことで使用料が増えましたので、その分として8万円ということで計上をしてございます。

それから2款1項であります。介護サービス等諸費であります。11ページの説明欄にあります。上の方のサービス給付費とそれからサービス計画給付費の予算の組替えというような内容でございます。下の方のサービス計画給付費でございますが、4月に3パーセントの報酬改定があったということでございます。その分で結局1件あたりのサービス計画給付費の実績が12パーセントほど増えたというようなことで、1,485万2,000円ほどの増額が見込まれるということでございます。その1,485万2,000円分のこれにつきましては財源ということで、上の方のサービス給付費が始めの段階では一応給付費の伸びが大体8パーセントくらいということで見込んでおたわけですが、実績では大体給付費の伸びは3パーセントくらいというようなことでございますので、サービス計画給付費の増えた分をここで減額をするということでございます。この数字が一致しないものは先ほど歳入の方で説明しました損害賠償金の191万4,000円というのがありますので、1,485万2,000円から191万4,000円を引いた残りの金額1,293万8,000円をここに減額とするというものでございます。

それから2款4項であります。高額介護サービス等費であります。ここにつきましても1目と2目の予算の組替えということでお願いをするものでございまして、13ページの説明欄をちょっと見ていただきたいと思います。13ページの説明欄の一番上であります。高額介護予防サービス費ということで、初めの段階ではこれが大体毎月3.5人くらいというようなことで見込んでおたわけですが、実績では2人ほど伸びまして、毎月の平均が5.5人くらいというような実績になっているということで、3万6,000円ほどここで増額をするものでございます。この3万6,000円分の財源としまして11ページの一番下、高額介護サービス費が減額が見込まれますので、この分を3万6,000円減額ということでございます。

それから13ページの真ん中でございますが、2款6項でございます。特定入所者介護サービス等費でございますが、ここにつきましても1目と2目の予算の組替えということでございます。2目の方の特定入所者介護予防サービス費が14万4,000円ほど増額になる見込みであるということで、ここにつきましてはショートステイの分が非常に増えているということで14万4,000円ほどの不足が見込まれますので、1目の特定入所者介護サービス費の方で20万2,000円ほどの減額をするということです。ここで金額が一致しない分につきましては後ほど説明しますが、14ページ、15ページの5款の償還金それから還付金が生じておりますので、この財源もあわせてここで減額をするという内容になっております。

それから3款1項であります。介護予防事業費であります、1目訪問型介護予防事業費と2目の介護予防事務費ということで、共済費が不足になるということでございまして、この不足分を1目の食の自立支援事業が実績が非常に減っておるということでございますので、ここの分を減額して予算の組替えを行うものでございます。

それから13ページのこの共済費の42万5,000円。それから15ページをお開きいただきたいと思いますが、15ページの一番上、共済費45万2,000円。それからその下、総合相談事業費、共済費39万8,000円。それからその下であります、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の共済費66万円ということで増えておりますが、私どもの方で共済費の計算をする際に間違いが生じたので、ここで大変申し訳ないのですが、不足分につきまして補正をお願いするものでございます。

説明を続けますが、15ページの一番上、1目でございます。介護予防ケアマネジメント事業費であります、包括支援センターの保健師分の人件費であります、共済費が45万2,000円ほど不足をしましたのでここで補正をお願いするという内容でございます。

それから2目でございますが総合相談事業費ということで包括支援センターの社会福祉士の人件費でございます、1目と同じように不足が39万8,000円ほど見込まれますのでここで補正をお願いするという内容でございます。

それから4目でございますが、包括支援センターの主任ケアマネの人件費をここで計上しているわけですが、共済費が66万円ほど不足が見込まれますので補正をお願いするということです。

それぞれ共済費の不足が見込まれますので、その財源としまして一番下の5目任意事業費の食の自立支援事業、先ほどと同様に実績でもって非常に減っておりますのでここで40万円。それから4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の一般職の給料、職員手当、ここにつきましては職員が休職中でありますので、その分が必要なくなるということで41万円、70万円、それから5目の食の自立支援でもって40万円ほどを財源としまして予算の組替えを行うものでございます。

それから最後ですが、5款1項償還金及び還付加算金でございます。1目につきましては1号被保険者の還付金ということで、年度末までに15万円ほど見込まれますので不足額をここで補正をお願いするものでございます。

それから3目の償還金でございますが、19年度のサービス給付費の清算ということで返還金が生じたので8,000円ほど補正をお願いするという内容になってなっております。よろしく申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第111号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第111号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第112号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第112号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正は職員の異動等による職員給与費及び広域連合負担金の減額等によるものでありまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,392万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,488万4,000円としたいものです。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは第112号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。1款1項1目被保険者保険料47万8,000円ありますが、前年度の決算確定に伴いましてここで財源化をするものであります。

それから3款1項1目の保険基盤安定繰入金、減額の2,240万9,000円ほどありますが、一般会計からの繰入金であります。それぞれ低所得者に対する保険料の軽減分として、県の負担分を一般会計で受け入れて後期高齢者医療特別会計に繰り出すという仕組みのものでありますが、軽減額が確定をいたしましたのでここで減額補正をするという内容であります。

それから2目のその他一般会計繰入金といたしまして、それぞれ人事異動、あるいは給与改定等に伴う人件費繰入金額の減額といたしまして、98万1,000円ほど補正をお願いするものであります。

それから5款3項1目の雑入として減額の106万6,000円ほどありますが、後期高齢者医療広域連合派遣職員分の人事異動ということ、あるいは給与改定等に伴いましてここで減額をするものであります。

歳出に移りますが、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。一般管理費の関係ですが、職員給与費として減額の204万7,000円ほどありますが、人事異動及び給与改定等に伴いまして、広域連合派遣にかかる費用関係が確定をいたしましたので、ここで過不足の調整をお願いしたいということでもあります。

それから2款1項1目の後期高齢者医療広域連合の納付金、減額の2,193万1,000

円ほどであります。それぞれ軽減額が確定をしたということで、一般会計からの受け入れをしながらここで後期高齢者医療特別会計に繰り出すものであります。軽減額の確定に伴って減額補正ということで歳入同額の補正減であります。

3款1項1目の保険料の還付金としてここで5万円ほど補正するものでありまして、転出あるいは死亡等に伴いまして還付が生じておりますので、ここで補正をお願いしたいということでもあります。以上であります。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 もとの会計がちょっとわからないものでの質問ですが、要するに介護保険会計が県の方でそれが良好だったということで、拠出しなくてよかったと、こういうことですか。（「後期高齢者」の声あり）後期高齢者医療保険でしょう。これは一括県でやっているのでしょうか。広域でやっているのでしょうか。

市民生活部長 県の広域連合の組織の中に、保険者は広域連合でありますので、それぞれ各市町村がそこに納付金をしながらその会計をまかなうわけであります。それぞれ当初賦課をした予算の段階から賦課をした結果、額が確定をしたのでここで諸調整をさせていただくのが1点と、先ほど言いましたように人事異動等に伴う人件費の確定に伴って、ここで必要額の補正をさせていただきたいという内容であります。（「予算を組んだけれども、いらなかったということですか」の声あり）

当初、あくまでも予算でありますので、まだ所得がはっきりしない段階で一応率を決めて賦課をしていくわけであります。それはもう春の段階、2月、3月の段階で予算を組むわけですから、ある程度見込んで予算を立てるという結果、額が確定をして保険料額、あるいは軽減に該当する人数等々が確定をしましたので、ここで諸調整をさせていただくという内容であります。ですので、いらなくなったということとは・・・必要額が確定したという内容の補正調整であります。

議 長 質疑を終わるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わるにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第112号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第112号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、第113号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 第113号議案について提案理由を申し上げます。

この補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,721万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億7,420万円としたいものであります。主な内容につきましては職員給与の減額、及び浄化槽市町村整備推進事業で当初予定30基から18基に変更による減額、並びに新潟県施工であります八海橋の施工計画状況から下水道管添架が後年度になるための減額等でございます。詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それではご説明申し上げます。10、11ページをお願いしたいと思っております。事項別明細の歳入から入らせていただきます。分担金においては先ほどちょっとお話がありましたが、浄化槽の当初予定では30基を見ておりましたが、現在18基でめどがついたというようなことで、12基分がここで減額補正でございます。

それから3款国庫支出金においても、やはりこの問題と同じ、同等でございます。補助率3分の1でやはり12基分をここで減額というようなかたちになります。

それから5款繰入金につきましては、これは各事業費の変更によりまして行き来ありますが、公共下水道関連では1,734万円の増、農集ではこれだけ減というようなかたちになり、総額で664万円の減を生ずるものでございます。

それから7款諸収入 雑入でございます。これにつきましても国県の事業にかかわる移転補償がほぼ確定見込みによる減額というようなかたちで、下水道移設補償料というようなかたちでずっと下までありますが、三つがみんなそういうかたちでございます。

それから一番下、過年度収入というようなかたちで、公共下水道消費税還付金というようなかたちで20年度分の清算がここでまいったというようなかたちで、469万円ほど減というようなかたちになります。

それから市債につきまして8款でございますが、このようなかたち。事業の推移に基づいて市債の方をこういうかたちにしたいというようなかたちで、次のページ12、13ページ。これもやはり30基から18基に落ちたために12基分が減というようなかたちになりました。それから6目の流域下水道事業債というものが市債の一番下にありますが、これは確定見込みによる減というようなかたちで、補助事業通常分の減でございます。600万円。

それから歳出に移らせていただきます。14、15でございます。この総務費にかかわるものは全部人件費でございます。人事異動の件、それから人勤分おのおのありますが、この中で人勤分が大体221万円ほど、今回の人勤に伴う減が出ております。

それから3款下水道事業費。これにおきましては各事業が確定に向けて組替えをしたというようなかたちで、おのおのを見るとプラスとマイナスがありますが、増やしたところと減らしたところで相殺をして総額で50万円ほどの増が出ておりますが、事業費の組替えによる増というようなかたちでございます。

それから農集は先ほどお話がありましたように八海橋の架け替えに伴う工事が後年度に移

るといふようなことで3,000万円を落とすものでございます。

それから3目の浄化槽、これはやはり先ほど来話があった18基に確定がなされたといふようなことで1,300万円の減といふようなことでございます。

それから最後のページ16、17ページでございます。これが公債費の内容。これは補正後の財源内訳が変わっただけといふようなことでご了解を願いたいと思います。

それからちょっと前に戻りますが5ページをお願いします。地方債の補正でございますが、補正前、補正後といふようなことで、補正後が2,570万円ほど減になっております。おのおの比較して見ていただきたいと、このようにご了解願いたいと思っております。以上で説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上ご決定をお願いしたいと思います。

議 長 質疑を行います。

松原良道君 この今ほどの説明の中で浄化槽整備推進事業ですけれども、先ほど市長の所信表明の中でもありましたが、一応30基予定していたと。18基だと。単純に4割が設置できないわけです。ただ、この事業はその年度にその地域でやりますよ、という事前に多分説明会に行って、了解を得て、なおかつそういう状況でありながら。単純にこの所信表明の中では個人の都合によるということでありましてけれども、本当に個人の都合だけなのかなという、もっと住民の皆さんが別のことを考えているのかなという気が単純にするのですが。その個人の都合という中の例えば今回はたまたま4割ですけれども、これが本当に今年に限ってのことなのか、最近ずっとそういう傾向が、取り組みをしようという地域にあるのか。あるとすれば、多分これは個人の都合ではないのですね。その辺をどういうふうに理解しているかちょっと説明願います。

企業部長 ちなみに今までの19、20、21と設置基が出ておりますが、19年が17、平成20年が19基、それから21年が18基といふようなことで、アンケートをとった中で我々はその年度に一応割り振っている。ただ、それがふたをはぐってみるとやはり何らかの事情で後年度に送っている場合もあるし、そこらあたりのあれはどういうかたちになるかというのは、ちょっと見えないところがあるのですが。

しっぽが大体決まっておりますので、しっぽが24年だか25年までの間にもうやらないと、今度は自分でやらなければならないようなかたちになろうかと思えます。そこらあたりを踏まえて再度またPRしていかなければならないかな、といふようなことを思っております。

今回の場合は恐らくアンケートの中でこうしてくると30基。去年も大体30基を見ておりましたが、そういうかたちの中でふたをはぐると、やはりむりの人が出てくるといふようなことで、PR不足もあろうかと思えますが、そこらあたり担当課長もまいっておりますので、実情をまたお話ししたいと思っております。

松原良道君 全く今、企業部長が答えたとおりなのです。従来の管路をふせる事業では多額な金がかかるということで単独浄化槽、合併浄化槽を設置して、この事業を後から認可してもらったのですから。そしてまたそういった場所といふのはほとんどが水源の上流なの

ですよね。本当はそこだけ先にしなければならぬ状態のところがこの状態だと、本来市が、行政が求めて始めた事業と全く相反する方向が出るのです。まして今言ったように補助金制度が終わってしまえば、本当の今度は単費なのですから。

では単費でそのときしなかった人間が今度すると、ではそのとき税金を投与できるのかという、なかなか疑問があるわけです。その辺はやはりもっと強く出て、それは中には当然だれが見てもこの家は今はちょっとという状態はあると思います。こういう時代ですから。さりとしてそうでなくてわがまま半分も多分あると思いますので、その辺やはりきちんと行政として、では、今していただかなければ、もうこの次は自己負担ですよと、全額。そういったこともやはり説明しながら、これは水源の上流の地域が多いわけですから。そういったことでやはりきちんと対応してもらわなければ、なかなか市がこれだけの起債をかかえながらやった事業ですので、やはりみんなが痛みは分かち合う、協力するというかたちでなければ、私はこの地域全体のことですからいかなものかと思っていますので。強力にひとつ。それでは課長、答弁をお願いします。

下水道課長 先にもう答えを言われたような感じがしますがけれども、当然私ども浄化槽工事、これは個別の後山、辻又に続きまして六日町地区、そして平成17年からは塩沢の清水ということで取り組んできております。おっしゃるとおり、もう当初年度からは結構な数が入ってきているのですけれども、ここ数年ある程度ちょっと下がっているということで、私ども18年に個別浄化槽でなくて今の市町村浄化槽、これについてはアンケート調査を当然とっている中で予定してプラスアルファを若干見込んでおりますけれども、予算付けしてきております。

そうした中でもう先の方も見えているということで、私どもの方もいかに地元地域の中にお知らせをして、早めな対応をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。けれども、本年度はちょっと人員も1名減というようなことと、今現在1名休職しているというような中で、ともかく下水道の負担金それから料金の関係、つなぎ込みの関係ということで11月号につなぎ込み関係を主に力を入れさせてもらいました。そうした中でこの浄化槽につきましても今言いましたように、関係集落に対してお知らせの中で、今後なるべく残った時間を有効に使ってもらって早めにと指導はしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

岡村雅夫君 途中で多分質問をやめていると思うのですがけれども、原因の中に負担金、あるいはその後の維持費等でしり込みするとか、ちょっと無理だなというふうに個人で判断をしている部分というのはないのですか。お聞きします。ちなみに負担金の額等を教えていただければ。

企業部長 負担金は22万円。1基22万円というようなことで、あとは槽に応じて恐らく大きいものになると一人7,000円とか、そういうのを加算をする式にできていると思いますので、大体一般家庭が22万円というようなかたちでございます。

下水道課長 負担金の金額については今、部長が申したとおりでございます。負担金関

係でしり込みする方がおるのではないかということですが、当然ながら大きな皆さん方を対象にしているわけですので、そういう方が全くいないかというよりはそういう声も耳に入ることも現実的にはございます。ただ、私どもが皆さん方にお話しているのは、一般の方々が単独浄化槽なり合併浄化槽関係を実際使っていくとかたちにおきまして、普通の方の5人槽、7人槽ですと年間の維持管理費というのはそれなりに相当かかってきます。

そういう意味で今現在この市町村の合併浄化槽につきましては、一般の下水道料金と同じ189円というかたちで徴収しております。そして電気を使いますので、電気につきましてはその家庭に還元しているというかたちで行っておりますので、基本的に長期的に見た場合に市民の皆様が、そういう維持管理を含めて大きな経費をもつということには反対にならないというふうに考えておりますので、そのような中で皆さん方にご理解願いたいなというふうに思って、今まで推進してまいっているところでございます。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第113号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第113号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩とします。再開は3時ちょうどといたします。

(午後2時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

議長 日程第18、第114号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第114号議案について提案理由を申し上げます。本補正予算は収益的収入及び支出の補正 資本的支出の補正であります。収益的収入の内容といたしましては営業外収益の雑収益として職員駐車場利用協力金として20万4,000円の増額で総額26億3,467万2,000円に定める。

支出といたしましては人事院勧告、人事異動に伴う給料手当等の精査により850万円減額し、総額24億8,788万9,000円に定めたいものであります。

資本的支出といたしましては建設改良費の第1次拡張改良事業費、改良費を人事院勧告、

人事異動に伴う給料手当等の精査により74万9,000円を減額し、総額35億8,041万9,000円に定めたものであります。詳細につきましては水道事業管理者より説明させていただきますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは水道事業会計補正予算でございますが、ご説明いたします。提案理由でみんな述べた内容でありまして、第2条から入らせていただきます。

2条の収益的収入及び支出の補正でございますが、収入においては先ほど来話がありました職員の協力金34人かける6,000円でございます。これは下水道と水道課の職員で34人になっております。

支出の部。既決予算から8,500万円を引くというようなことでございますが、これは人件費分のみでございます。内容につきましては詳細が6、7ページに出ております。ちょっと6、7ページをお開きください。

支出の部が6、7ページの中段から下にございますが、補正予算850万円の減というようなことで、これは人事異動に伴うやつと人勸を含めて850万円。そのうち人勸分が199万9,000円でございます。15人分の給料でございます。

それから次のページ、8ページ、9ページでございます。ここでも総係費、簡易水道。先ほど言ったその人数を足しますと全部で15人というようなかたちになりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

それからまた逆に戻っていただきまして、資本的収入及び支出の補正でございます。これは詳細が10、11ページに出ております。収入がなくて支出のみでございます。74万9,000円というようなことで、ここでも人間が2人、2人と出ておりますが4人分が出ております。これで人勸分の影響額がこのうち52万円ちょうどでございます。74万円のうち52万円が人勸分というようなことになっております。

それから2ページ中段をお願いしたいと思っております。4条で議会の議決を得なければ流用できない経費ということで、職員給与費、既決予算が1億6,145万5,000円を924万9,000円減の1億5,220万6,000円に定めるものというようなことでよろしくお願いをしたいと思っております。以上で簡単ですが説明に代えさせていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第114号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第114号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19、第115号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第115号議案について提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は地域活性化経済危機対策臨時交付金にかかるものでありまして、大和病院において対象医療機器の購入は完了いたしましたけれども、施設整備費に不足額が生ずる見込みのため、資本的収支 これは機器の購入等であります ここから900万円減額し、同じ額を収益的収支に組み替えること。それから駐車場協力金122万6,000円を追加したいとこのようにでございます。詳細につきましては大和病院事務長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務長 それでは説明をさせていただきます。4ページ、5ページをご覧ください。補正予算第4号の実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出ということで収入をご覧くださいと思います。医業外収益でございますが、大和病院他会計補助金。先ほど市長がご説明いたしましたように900万円を追加させていただきます。これは一般会計の繰入金でございます。

それから3目その他医業外収益ということで112万4,000円。これは駐車場の協力金でございます。一人につき500円ですが大和病院で191人でございます。医師は除いてございます。

それから城内診療所でございますが、3目のその他医業外収益ということで10万1,000円追加をさせていただいております。同じく職員用の駐車場の利用協力金でございます。17名でございます。

それから歳出でございますが、医業費用ということで大和病院では経費1,012万4,000円の追加でございますが、これは施設整備等修繕費でございます。ちょっと詳しく説明をさせていただきますが、先ほど市長が申し上げましたようにこれは6月の定例会で2次補正をさせていただきました、地域活性化経済危機対策臨時交付金の病院機能評価に伴うものでございます。

6月の2次補正では大和病院分として総額8,000万円の繰入をいただきまして、収益的収入及び支出に3,800万円。これは施設の整備等でございます。資本的収入及び支出に4,200万円。これは医療機器の購入費でございます。を計上させていただいておりましたが、施設設備修繕費に不足が生じたために資本的収支を900万円減額して、同額を収益的収支に追加をするものでございます。

ここで一つ、給与費の会計分、これは人勸によるものが病院会計の場合ですと、大和病院

ですね、2,633万6,000円ございましたが、これは臨時の医師の人件費の部分、あるいは他の職員の給与費の部分等々がちょっと増えておりますので、そういったものを相殺しまして3月の補正でこの部分は提案させていただきたいと思っておりますので、今回は見合わせさせていただきました。

あと続きまして城内の診療所でございますが、経費10万1,000円。これは施設整備費等の修繕費に充当するものでございます。

それからめくっていただきますと資本的収入及び支出がございますが、収入では他会計の繰入金ということで、ここで一般会計の繰入金を900万円落とさせていただきますして、支出の方でも大和病院医療機器の購入費を900万円減額させてもらうものでございます。

一番最初に返っていただきまして、1条は総則でございますし、2条は収益的収入及び支出の補正ということで、収入支出ともに1,022万5,000円を追加させていただきました。

それから3条は収益的収入及び支出の補正ということで、繰入金それから建設改良費の項に900万円それぞれ減額をさせていただいたものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第115議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第115号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、第116号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第116号議案について提案理由を申し上げます。本年12月24日に任期満了で退任されます南魚沼市教育委員会委員長、小沢英世さんの後任の委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき同意をお願いしたいものであります。議案にありますように岡田博文さんを任命したいものであります。

岡田さんの経歴につきましては資料のとおりでありますけれども、県立高校の教員として

長年にわたってお勤めいただき本年3月に定年退職を迎えられました。岡田さんは教育・学術・文化について識見の高い方でありまして、市の教育行政をお任せするに最適な方であると考えるところであります。

このたび岡田さんを任命したく議会のご同意を賜りたいものであります。なお、任期につきましては平成21年12月25日から平成25年12月24日までの4年間です。よろしくご審議の上ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 こうして学校教育の現場を深く知っておられる方を教育委員に迎える。本当に私はこれを歓迎いたします。しかしながらといいますか、過去のこの議場でも話し合われてきたことではありますが、過去に同様な提言があったと思います。それがようやくこういう経験者が教育委員に、またしばらく振りを入れてくるわけではありますが、執行部の方で何かこういうことで路線の何ていいますか、認識のまたし直しというのがあったのかどうか聞かせてください。

市長 若干何ていいますか、議事録に残りますと失礼の段が出るやもわかりませんので、議長にはすみませんけれども若干休憩をお願いして、その中でちょっと答弁をさせていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

議長 暫時休憩といたします。

(午後3時16分)

議長 休憩を閉じまして議会を再開いたします。

(午後3時19分)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。採決いたします。第116号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第116号議案は原案のとおり同意することに決定をしました。

議長 日程第21、第117号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第22、第118号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について。以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 第117号議案並びに118号議案について一括して提案理由を申し上げ

ます。

117号議案についてであります。このたび人権擁護委員としてご尽力いただいております並木義雄さんが平成22年3月31日で任期満了となりますので再任について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するにあたり、議会のご同意をお願いするものであります。

ご承知のように温厚な性格、人望の厚さ。これはもう太鼓判を押すところでありますし、また人格、識見ともに優れておられる方です。今般人権擁護委員として法務大臣に推薦したく議会のご同意を賜りたいものであります。

第118号議案についてであります。このたびまた人権擁護委員として3期9年間にわたりご尽力いただきました羽吹道於さんが平成22年3月31日付けで任期満了となり退任のご意向でございます。羽吹さんの後任といたしまして木村恵美子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するにあたり議会のご意見をお伺いするものであります。ご意見をお願いしたいところであります。

木村さんは教員として長年の経験を有し人格、識見ともに優れておられる方です。今般人権擁護委員として法務大臣に推薦したく議会のご同意を賜りたいものであります。

なお任期につきましては、この方も平成22年4月1日から25年3月31日までの3年間です。よろしくご審議の上ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。

第117号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第117号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第118号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第118号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第23、発議第19号 特別委員会の設置についてを議題といたしま

す。本案について提出者の説明を求めます。

樋口和人君 それでは発議第19号 特別委員会の設置について提案の理由を説明させていただきます。

上記の議案は別記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出するということでもありますけれども、ご案内のとおり魚沼地域の基幹病院の設置推進特別委員会が前任期の間あったわけですが、先ほど市長の所信表明にもありましたが、県の方からも現況測量、あるいは地質調査ということでこの基幹病院の設置がかなり具体化して進んできたということでもあります。それを受けまして私ども南魚沼市議会としましても、今後の私どものこの地域の医療のあり方を考えていくということで、この特別委員会の設置について提案するものであります。それでは別記についてご説明をさせていただきます。

1 名称、地域医療対策調査特別委員会。2 設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。目的、南魚沼市の地域医療等の諸問題について調査・提言を行う。委員の定数、8人。調査期間等、調査の期間は目的に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上の内容で特別委員会の設置について提案をいたします。皆様のご同意をよろしくお願いたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。発議第19号 特別委員会の設置については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第19号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は12月14日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時28分)